#### 資料の説明

- 1. 資料 A、B の文章中の「下線」部分は、25 年度第1回審議会でご提示した答申書(案) から今回、変更した箇所です。
- 2. 資料 A、B の文章中の「網掛け」部分は、25 年度第 1 回審議会において、委員の皆様 の修正合意を受けて事務局が修正または追加した箇所です。
- 3. 「はじめに」、「さいごに」、「諮問3」、「諮問5」、「諮問6」の修正については、文章 量が他とのバランスが悪かったため、委員の皆様の了解をいただき、今回、事務局で 修正を行っています。
- 4. その他の文章中の下線部分については、事務局の方で趣旨を変えない範囲で言い回し等の修正を行っています。

(案)

平成25年(2013年)7月 日

西宮市長 河野 昌弘 様

西宮市幼児期の教育・保育審議会 会 長 倉 石 哲 也

西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について(答申)

<u>平成22年7月20日付で諮問のあった標記の件について、審議の成果を下記のとお</u>り、答申します。

記

1 はじめに 【資料 1 参照】

これまで、<u>幼児期</u>の教育・保育については、幼稚園と保育所、公立と私立<u>で</u>所管や制度の違いがあり、<u>西宮市</u>においても教育委員会と健康福祉局が<u>それぞれに</u>対応を行ってきました。

<u>これまで西宮市では</u>、子育て世代を中心とした人口増加に伴う保育所待機児童の増加や多様化する保育ニーズへの対応など新たな課題が発生しており、従来の枠組みを超えた一体的な検討が求められてきたところです。

そのような中、平成 21 年 8 月に教育委員会が実施した「西宮市立幼稚園教育振興プラン(素案)」のパブリックコメントに<u>おいて、保護者負担の格差是正や公立幼稚園の今後のあり方</u>等について 23,000 件に及ぶ意見が提出されたことから、西宮市では、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について検討していくこととしました。この目的により平成 22 年 7 月に「西宮市幼児期の教育・保育審議会」が設置され、西宮市長から以下の 6 つの項目について諮問を受けました。

- 1.幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について
- 2. 地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配置)
- 3. 保育所の待機児童解消に向けた方策について
- 4.保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について
- 5. 特別支援教育、障害児保育のあり方について
- 6. 行政組織・推進体制の一元化について

本審議会では、幼児期つまり乳児( $0 \sim 1$  歳未満)と幼児(1 歳から小学校就学前まで)を対象とし、西宮市の状況を踏まえながら、平成 22 年度から 25 年度にかけて約 3 年間で合計 16 回にわたり慎重に審議を重ねてきました。審議に際しては、2 つの作業

部会<sup>1</sup>を設置し、<u>両</u>部会で<u>合計 34 回にわたり諮問項目の課題を整理しながら行いました。</u> <u>また、</u>平成 22 年度には特別支援教育ワーキンググループを設置し、<u>約1年間の審議で</u> 特別な支援が必要な子どもの現状把握と課題の整理を行いました。

本答申は、こうした審議の中で、各委員から出された様々な意見を基に西宮市の子ど もたちが健やかに育つことができるよう、幼児期の教育・保育のあり方についてまとめ たものです。

1 作業部会として適正配置部会、格差是正・こども支援部会を設置した。平成 24 年 8 月には、部会をワーキンググループに改組した。

#### 2 諮問項目ごとの基本的な考え方

【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について 【資料 -1,2参照】

西宮市の幼稚園・保育所の現状等について、資料 -1 にあるように、幼稚園・保育所において数多くの取り組みが行われてきました。

幼稚園は、短時間の保育を前提に、就学後の教育を培うものと<u>して</u>幼稚園教育要領に基づいた幼児教育等を<u>行っています</u>。その上で、私立幼稚園においては、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。また、公立幼稚園においては、全園が<u>「西宮市立幼稚園教育課程の基底」に基づいた教育課程を作成</u>し、同一内容の幼児教育を提供しています。

セーフティネットとして、特別支援教育及び児童虐待、DV(家庭内暴力)など、特別な配慮を必要とする家庭と子どもに対し、就学前教育を保障することについては、公立と私立がそれぞれに取り組みを進めています。

保育所では公民共に、児童福祉法第 39 条に基づく保育所の機能を基本とし、保育所保育指針に準拠した保育を推進しています。保育所は児童福祉施設であることから、公立も民間も等しく公的機能や役割を果たしていますが、特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が求められる場合があることから、公的機関との連携を取りやすい公立保育所が、セーフティネットの役割の多くを担っています。 また、民間保育所では一時預かりなど特別保育の中心的な役割を担うとともに、13ブロック2の中で、公立保育所がない地域においては、民間保育所がセーフティネットの役割を担っており、今後、より強固な連携・協働を進めなければなりません。

こうして、これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、すべての子どもの健 やかな育ちの実現を目指して、公立、私立の幼稚園や保育所が共に、幼児期における教 育・保育の向上のために総合的に取り組んでいくことが求められます。

また、公私が共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な役割を発揮していくとともに、児童虐待やDVなどの福祉的ニーズを抱える家庭に対しても各関係機関と連携しつつ、具体的なかかわり方について検討していくことが必要です。

家庭や地域における子育ての役割については、子どもたちにとって心のよりどころであると同時に、基本的な生活習慣を身につける場所である家庭が、子どもの教育に関して、第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化や少子化、人のつながりの希薄化などの中で、児童虐待、地域から 孤立した親の育児不安の広がりなど、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 市域の区分けとして、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本とした大(3)・中(8)・小(13)の3つのレベルでブロックを設定している。

このような中、次代を担う子どもたちが地域社会の中で成長できるよう、家庭・地域等、社会全体で取り組む子育て支援の環境整備が求められています。

幼稚園・保育所・小学校の連携については、西宮市では子どもや教職員の交流、連絡体制等の先進的な取り組みによって相互理解が深まりつつあり、今後の課題としては、学びの連続性<u>を意識した</u>一貫性のあるカリキュラムの整備が挙げられます。なお、研修<u>について</u>は、子育て総合センターが中心となって、参加対象を広げるとともに公立、私立を問わず参加ができるように条件を整備していくことが望まれます。<u>また、</u>市の課題や特性に応じた調査研究<mark>は</mark>公立、私立の幼稚園・保育所や大学などの専門機関と連携を取りながら進めるべきであり、その成果については広く市民や地域に発信していく必要があると考えます。

一方、子どもが育つ環境の視点からの検討も必要であり、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠した7つの領域等と、それに対応する子どもの姿や子どもの育ちに必要な環境(子ども・子育ち環境)をトピックとして設定し、望ましい子ども像とその環境整備について検討しました。

西宮市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力の基礎を培う教育・保育が展開できるよう、家庭や地域における子育て支援をより充実させていくことが求められており、「豊かな自然環境にふれての遊び」を中心として、子どもが自然と触れ合う遊びとそのための環境整備が望まれます。その他にも、生活リズム、食生活、絵本とのふれあいなど、子どもの体験を豊かにする環境整備や保護者への啓発といった取り組みを、すべての保育施設や地域・保護者、さらに母子保健部門との連携のもとに進めていくことにより、保護者の子育てを支援することが求められます。

# 【諮問2】地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配置) 【資料 -1,2,3 参照】

適正配置の検討を進めるにあたって、まず地域に必要な子育てに係る機能を整理した うえで、その機能をどのように付加していくかを検討してきました。

その中で、地域に必要な子育でに係る機能を、 0歳から5歳児の長時間保育機能としての保育所機能、 3歳から5歳児の短時間保育機能としての幼稚園機能、 地域や家庭における子育で支援機能、 発達支援機能、 <mark>乳幼児期の</mark>教育・保育に関する研修・研究機能としました。また、今後の配置にあたっては、ブロック別の就学前児童数、保育需要を平成33年度までの人口推計をもとにして算出し、検討のベースとしました。このほか、公立と私立の幼稚園や保育所が共に教育・保育に携わってきた歴史的経緯を踏まえ考えていく必要があります。

公的機能の観点からは、幼稚園における特別支援教育や保育所における障害児保育、 児童虐待など、特別な支援を要する子どもや家庭に対して、就学前の教育・保育を保障 するためにも市は必要な措置を講じていく必要があります。

また、適正配置に向けた考え方として、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本とした大(3)・中(8)・小(13)の3つのレベルでブロックを設定し、課題に応じたブロック分けを用いて検討を行っていくべきと考えます。

このほか、地域における教育・保育を受ける機会の保障の観点から、公立幼稚園については、当面、小ブロック(13)ごとに原則1箇所配置の方向とし、今後のブロックごとの園児数の推移や教育・保育施設の状況などを踏まえ、適切な配置数に整理を行う必要があると考えます。 閉園する施設については、地域子育て支援の拠点などの子育て・子育ちを支える機能を有する施設や、公園などの遊び場等の必要性も考慮しながら、そのあり方を検討する必要があると考えます。

公立保育所については、待機児童解消の方策や保育需要を勘案しつつ、当面、小ブロックごとに原則 1 箇所の配置とし、公立保育所が存在しない小ブロックにおいては、近隣の配置状況や民間保育所の状況を見ながら検討していく必要があると考えます。また、アウトリーチなど公立保育所の多機能化に向けた人材の活用を図るべきと考えます。

なお、認定こども園等の設置・移行については、「子ども・子育て支援新制度」に関する国の動向を踏まえながら、今後も検討していくことが必要です。

地域子育て支援の拠点は、子育て総合センターを軸にセンター型子育てひろば3か所の設置を目指すとともに、各小学校区における子育てひろばの実施や子育て地域サロンとの連携により、子育て親子にできるだけ多くの機会を提供していくべきと考えます。また、保護者や地域を対象とした子育てに関する研修を行うなど、新たな支援者が生まれる仕組みを考える必要があります。

発達支援機能については、ソーシャル・インクルージョン(社会的包含)<sup>3</sup>の考え方に基づき、平成 27 年度に整備予定の<u>児童発達支援センター等施設</u>を中核拠点とした地域支援の充実、社会的な理解促進に取り組むべきと考えます。また、市内の療育関連機関・大学・子育て総合センター等との連携を図りながら、幼稚園・保育所等に対する支援を充実していくべきと考えます。

5

<sup>3</sup> 障害のある人などを社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

#### 【諮問3】保育所の待機児童解消に向けた方策について

【資料 -1,2,3,4参照】

保育所の待機児童解消については、市の重要課題として位置づけられていたことから、 市が策定した「保育所待機児童解消計画」における事業計画の内容を踏まえながら検討 してきました。従来、取組みを進めてきた保育所整備以外の方策として、公立幼稚園の 余裕保育室を活用した保育ルームや私立幼稚園の預かり保育の活用、認可外保育施設に 対する市独自の基準の検討などを審議してきましたが、保育所以外の就学前児童が利用 する施設の活用については、今後も様々な取り組みを検討する必要があると考えます。 また、保育需要には地域偏在や年齢偏在があることから、認可保育所の新設に加えて、 3歳未満児を対象とした比較的短期間で整備が可能な分園や保育ルームの整備につい て、引き続き取り組むことが求められますが、こうした状況においても、保育の量的な

将来的には保育所に入所する児童数の減少が予測される状況を踏まえ、現在、市が進めている保育所の分園整備や賃貸物件を活用した分園整備といった手法以外にも収束が可能な方策を検討していくことが必要と考えます。

拡大に加えて、引き続き、保育の質や環境を保障していくことが必要です。

<u>さらに、平成27年度から実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」の制度設計に注視しながら、幼保連携型認定こども園への移行や小規模保育事業の実施について検討していくことも必要と考えます。</u>

なお、これまで西宮市が保育所整備を中心とした対策を進めてきたことや、平成 23 年度に国が待機児童対策の特例措置として打ち出した面積基準の緩和を実施しないな ど、保育環境の保全を図りながら、平成 25 年 4 月 1 日における保育所待機児童を解消 したことは、大変評価すべきことであると考えます。

#### 【諮問4】保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について

【資料 -1,2,3,4参照】

幼稚園と保育所における公費投入と保護者負担の状況を比較したところ、公私間だけでなく、幼保間においても<u>格差</u>が存在しており、資料 -2 にあるように、運営経費に占める公費投入の割合は、公立幼稚園が他と比べて高く、逆に私立幼稚園が低くなっており、その中間に保育所がありました。

幼稚園における保護者負担については、<u>公私間格差是正</u>の早期実現を目指して優先的に審議を重ね、中間報告として取りまとめたものを平成22年11月22日付で市長に提出しました。現在は、「私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていくことが妥当」とした中間報告をもとに、平成23年度より就園奨励助成金の増額による格差是正の取り組みが進められているところです。また、公立幼稚園の保育料については、その他の保育施設との比較でも、保護者負担の割合に大きな格差があり、適正な

保護者負担の観点から見直しを検討する必要があります。国の子ども・子育て支援新制度において具体的内容が示されていない状況であるため、公立幼稚園の保育料の改正と 就園奨励助成金の見直しは、その後に行うことが適切と考えます。

公立幼稚園の運営経費については、「正規職員採用の抑制の継続」「今後の園数の削減」など、保育の質を維持しながらも、人件費等さまざまな点から運営経費を見直していくことが求められます。同時に、その他の保育施設へ必要な支援を行うために公費を投入することで、格差是正を進めることが望ましいと考えます。

また、保育所については、1・2歳児での保育士の配置基準が公立(5:1)と民間(6:1)で異なり、早急な改善が必要と中間答申したところですが、平成25年度には 是正されています。

これまでの制度では、子育て支援にかかる公費の多くが幼稚園、保育所に投入されていることから、これらを利用している家庭とそれ以外の家庭(認可外保育施設や在家庭)との間には、公費の投入額に差が生じています。

認可外保育施設については、様々な実施形態で運営されておりますが、公費投入はなく、いずれも保護者の大きな負担のうえで運営されています。この度、施設や利用者数、保育内容を確認したうえで、他市の状況調査や市内施設へのアンケート調査を行い、支援のあり方として、「保育の質の向上を担保するため、必要な保育環境の基準の明確化」と「施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上につながるものの精査」の検討を行いました。一つ目の保育環境の基準の明確化については、「認可外保育施設指導監督基準」を基本として支援を行うことが必要と考えます。施設の衛生面・安全面を重視し、子どもが健康的な生活リズムを身につけられ、元気に体を動かすことができる保育環境になるような支援が求められます。二つ目の保育の質の向上につながる支援については、施設の児童・職員の健康診断や入所児童に関する相談・連絡体制の整備、職員・保護者向けの研修といったものへの支援が必要と考えます。

また、在家庭については、保護者同士の交流や仲間づくり、子どもの遊び場、子育て相談等を総合的に提供する地域子育て支援の拠点を設置することが求められます。

近年の少子化の中、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行政が家庭における子育てへの支援にも積極的に力を入れ始めた結果、これまでの幼稚園や保育所における保育サービスの充実だけではなく、家庭や地域における子育て支援にも広がりが見られるようになりました。今後も、社会全体で子どもや保護者を支える子育て支援と公費投入のあり方について検討していくことが必要です。今後は、子ども・子育て支援新制度に向けて、市で実施されるニーズ調査により、在宅子育て家庭や妊婦も対象とした支援のあり方を検討する必要があります。

<u>諮問2</u>において、発達支援機能については、ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づくべきこと、整備予定の<u>児童発達支援センター等施設</u>を中核として取り組むべきことについて触れましたが、このことは特別支援教育、障害児保育のあり方とも密接に関連しています。

西宮市では、児童発達支援センター等施設は福祉と教育の垣根を越えた複合施設として計画されており、特別支援教育、障害児保育についても関係機関が緊密に連携しながら実施していくべきと考えます。また、保護者に対しても、育児にかかる不安や負担を軽減するような支援が必要であり、相談・診断・療育等の関係機関が支援していく体制を整備すべきと考えます。

関係機関の相互連携を強化するためには、相談窓口の明確化や情報の共有、専門機関のネットワークの強化等が必要です。児童発達支援センター等施設は、相互連携・情報共有・ネットワーク強化などの中核的な機能を担う施設であるとともに、地域支援の拠点として活用されるべきと考えます。

今後、支援を必要とする子どもへの教育・保育を充実させていくためには、従来の特別支援教育・保育で培ってきたものを維持・継続・発展させていく必要があります。例えば、子どもの発達の課題を的確に把握したり、支援内容を明確化したりするための個別の「支援計画」「指導計画」の作成や保護者・関係機関との連携強化等が重要であり、「みやっこファイル」の活用を促進し、幼稚園や保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育を目指すことが大切です。

そして、教育・保育の場で、保育者が子どもの発達の課題を的確に把握し、適切な保育を行うためには、人員体制の充実と専門家の指導・支援、現場での研修の充実が求められます。

人員体制の充実については、公立幼稚園における特別支援教育支援員の配置や私立幼稚園への助成、保育所への加配人員の配置が望まれます。研修の充実については、幼稚園や保育所の職員への研修により、支援を必要とする子どもの教育・保育に関する理念の共有や認識を深めていくことが求められます。また、定期的な保育内容の評価・検証も必要です。これまでの審議を踏まえ、教育委員会主催の「特別支援教育ネットワーク会議」が実施され幼稚園や保育所との連携が進められています。今後、保育実践や保育内容を継承するための実践記録の作成や研修の充実が望まれます。

さらに、現在は各施設や機関がそれぞれで行っている指導・助言体制を再構築し、公立と私立、幼稚園と保育所に関係なく、幅広い分野の専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められます。例えば、特別支援学校のセンター的機能を拡大し、専門家等による巡回指導や来所による相談体制を整え、指導・助言を受ける機会を充実させるべきと考えます。また、大学教員の派遣等、大学と相互連携するシステムの構築についても検討が必要です。

そして、支援を必要とする子どもたちの入園・入所を保障していくことも重要です。

<sup>4</sup> 保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化するファイル。

そのために、公立と私立、幼稚園と保育所が児童発達支援センター等施設と連携して、 入園・入所を判断するための共通尺度の作成と入園・入所後の加配職員の配置基準や資格基準の設定に向けた整理をしていくべきと考えます。また、医療的ケアの必要な子どもへの対応や巡回訪問型の相談支援の活用についても、あわせて検討していくべきと考えます。

#### 【諮問6】行政組織・推進体制の一元化について

【資料 -1,2参照】

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体ともに幼稚園と保育所の所管が違うことで、一体的な運用や施策展開が行えないという指摘がされてきました。

西宮市では、平成19年度に子育て支援に関する事業を統合的・統一的に実施するため、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を健康福祉局に移管するとともに「こども部」が新設されましたが、依然、幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局という所管の違いがあり、一元的な子育て施策の推進体制になっていない現状にあります。

近年では社会経済状況による女性の就業志向の高まりなど、働き方の多様化により、 仕事と子育ての両立が望まれています。その支援として、保育所の整備や保育サービス に対する期待の高まりに伴い、高度化、複雑化、多様化する保育ニーズへの対応や保育 の質の向上が求められています。また、在宅で子育てをしている親子も含めたすべての 家庭を対象に子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育て ることのできる子育て環境の整備を進めて、地域全体で子育てを支援する社会の実現が 課題となっており、西宮市でも取り組みを進めているところです。

<u>さらに、発達障害など、特に支援を必要とする子どもの保育への対応や児童虐待、D</u> <u>Vなどの福祉的ニーズを抱える家庭への対応等、乳幼児期における教育、福祉、医療の</u> 連携が求められており、子ども・子育てに関する施策を一体的に取り扱う組織の必要性 が西宮市においても高まっています。

平成 25 年度に中核市や近隣市等 52 市を対象に実施した「子ども・子育てにかかる事務を所管する組織の状況調査」の結果によると、「子ども」を所管する局相当のレベルの組織を設置している市は、20 市 (38%)と増加傾向にありますが、いずれの市も、子ども・子育てに関する事務を市長部局と教育委員会でどのように分担するかが検討課題とされています。

今後の推進体制の一元化を考えていく際には、<u>平成27年度より実施予定の</u>子ども・子育て支援新制度の動向を注視<u>しながらも、西宮市のこれまでの子育て支援施策を踏ま</u>えた組織づくりが望まれます。

#### 3 さいごに

全国的に少子高齢化が進む中、西宮市では平成8年以降、子育て世代を中心とした人口増加が続いており、就学前児童数は、近年、減少傾向にあるものの、保育所入所者数や保育需要率は年々増加傾向にあります。

そのような状況を踏まえつつ、就学前教育・保育の需要を的確に見極めながら、幼児期の教育・保育施策の質、量及びサービスを充実させ地域全体で子育て支援を進めていくことが、幼児期の健全育成を推進する上でますます重要になると考えます。

当審議会では、このような視点を持ちながら平成22年7月から3年をかけて活発な議論を展開してきました。委員は市民公募で選ばれた委員を始め、それぞれの分野の専門的な立場で参画しており、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について、議論してまいりました。この間、幼稚園、保育所の利用者や施設長及び保育者などを対象にアンケート調査を実施し、子どもや保育施設の状況把握や幼児期の教育・保育に関する施策の市民ニーズの分析を行ってきたところです。

これまで審議会において様々な意見を申し上げてきましたが、この3年間の成果としては、保育所において保育士配置基準(1・2歳児)の公民格差が是正されたこと、幼稚園において就園奨励助成金の段階的な増額により一定の格差是正が行われたことが挙げられます。また、将来的な子どもの人数を予測したり、適切な施設配置を検討する際に必要な市域のブロック分けを行ったことで、公立幼稚園及び公立保育所の今後の適正配置について方向性を示すことができました。この市域のブロック分けについては、今後も様々な検討を行う際に活用ができるものと思われます。

<u>その他にも子どもが育つ環境の視点から、その環境整備の必要性について議論するこ</u>とができました。

今後、平成27年4月に実施が予定されている子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育を提供する体制の確保や地域子ども・子育て支援事業のあり方について新たな仕組みが導入されるため、西宮市では、国から示される基本指針を基に、西宮市子ども・子育て会議において議論を行う予定とされています。

<u>その際には、本答申にもご留意をいただきながら、文教住宅都市・西宮の</u>今後の教育・保育環境の充実に向けて<u>十分な検討を加え、次代を担う子どものために積極的な施策を</u>展開していただきますよう期待いたします。

以上

#### 1 審議会の構成及び開催状況

審議会の構成(平成22年7月~平成25年7月)

役 職	氏 名	所属
会長	倉石 哲也	武庫川女子大学教授(H22.7~H24.7副会長)(H24.8~会長)
五瓦	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教授(H22.7~H24.7)
副会長	酒井 修一郎	武庫川女子大学非常勤講師、元市立西宮養護学校長(H22.7~H24.7委員)
町女区	/ 설계 등 때	(H24.8~副会長)
	出原 大	西宮市私立幼稚園連合会理事長、関西学院聖和幼稚園長(H22.7~)
	上中 修	関西学院大学准教授(H22.7~)
	内田 澄生	西宮市民間保育所協議会会長、なぎさ保育園長 (H22.7~)
	小川 雅由	NPO法人こども環境活動支援協会 事務局長(H24.8~)
委員	熊谷 智恵子	西宮市民生委員・児童委員会 今津地区今津校区主任児童委員(H22.7~)
	庄野 好美	公募委員(H22.7~)
	中村 明美	公募委員(H24.8~)
	前田 公美	NPO法人はらっぱ理事長(H22.7~)
	村上 美也子	公募委員(H22.7~H24.7)

合計: のべ12名

#### 審議会の開催状況

	開催日		主な議題
	第1回	H22.7.20	・西宮市の現状 ・課題整理 ・審議会の進め方
	第2回	H22.8.30	・幼稚園と保育所の役割 ・保護者等への調査
	第3回	H22.10.28	・幼稚園の保護者負担の格差是正
H22	第4回	H22.11.22	・保育所待機児童対策・特別支援教育、障害児保育
	第5回	H23.1.31	・適正配置と保育所の待機児童対策
	第6回	H23.3.23	・議論の整理
	第1回	H23.6.14	・保護者へのニーズ調査の報告
	第2回	H23.8.1	・作業部会の報告 ・保育者へのアンケート調査
H23	第3回	H23.10.7	・子ども・子育ち環境 ・認可外保育施設への支援
	第 4 回	H24.1.30	・特別な支援を必要とする子どもの教育・保育 ・適正配置に向けた考え方
	第5回	H24.3.22	・議論の整理
	第1回	H24.6.7	・中間答申案
H24	第2回	H24.8.2	・ワーキンググループ設置・構成 ・今後のスケジュール
	第3回	H24.12.25	・各ワーキンググループの報告
H25	第1回	H25.6.11	・各ワーキンググループの審議経過 ・最終答申案
	第2回	H25.7.23	・最終答申案

他に、2つの作業部会(適正配置部会、格差是正・こども支援部会)を設置。H24年8月から部会をワーキンググループに改組。実施回数は、H22年度各5回、H23年度各6回、H24年度は(適)5回、(格)4回、H25年度は(適)2回、(格)1回となっている。

# -1 幼稚園・保育所の現状等

	私立幼稚園	公立幼稚園	民間保育所	公立保育所
利用者数 (H25 年度当初)	7,839人	1,396人	3,249 人	2,567人
保育所機能 (0~5歳児の長 時間保育機能: 8時間原則)	預かり保育 通常保育終了後、 および長期休暇 時等。 在園児(3歳児 ~)対象で実施。	-	通常保育 延長保育 (最長~20時) 産休あけ保育 給食	通常保育 延長保育 (最長~19時) 産休あけ保育 給食
幼稚園機能 (3~5歳児の短 時間保育機能: 4時間原則)	3年保育 満3歳児保育実 施園もある。 給食 バス送迎	2 年保育 4 歳児は1園に つき1学級。	-	-
地域の子育で支 援機能	一時預かり(保育) 園庭開放 子育て相談 小学生の居場所 など	園庭開放 子育て相談 など	地域子業 一時預かり(保育事業 一時別保育事業 子育と受ける 一方でである。 一方では、 一方でである。 一方でする。 一方でである。 一方でである。 一方でする。 一方でである。 一方でする。 一方でする。 一方でする。 一方でする。 一方でである。 一方でである。 一方でできる。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方ででする。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でです。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でする。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方でである。 一方ででする。 一方ででする。 一方ででする。 一方ででする。 一方ででする。 一方ででする。 一方ででする。 一方ででする。 一方ででする。 一方でです。 一方でで。 一方でです。 一方でで。 一方でです。 一方でです。 一方でです。 一方でです。 一方でです。 一方でで。 一方でで。 一方でで。 一方で 一方で。 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で	園庭開放 子育て相談 など

# -2 子ども・子育ち環境について

幼稚園教育要領と保育所保育指針の領域等に対応する子どもの姿や子どもの育ちに必要な環境をトピック(項目)として設定した表

領域等	トピック				
健康	食生活、生活習慣、運動				
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり				
環境	豊かな自然環境にふれての遊び				
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる				
表現	社会性、コミュニケーションの基礎				
生命の保持	生活リズム、健康増進				
情緒の安定	自発性、探索意欲、自分への自信				

#### -1 地域に必要な子育て支援機能

地域における公的機能として、特別支援教育や障害児保育、児童虐待など、特別な配慮を要する 子どもや家庭に対して、就学前の教育・保育を保障していく必要があります。今後も市は必要な措 置を講じて公的機能の整備を図り、公民が共に各地域で確実に機能を担保することが求められます。

機能	現状と課題	考え方	今後の方向性
保育所機能(0 ~5歳児の長時 間保育機能)	ブロックごとの保育需要を満た すように保育所整備及び保育所 以外の待機児童対策を進める。保 育需要の伸びと就学前児童数の 将来予測も適宜検証しながら、ど の程度の保育所機能が必要かを 見極めていく必要がある。	・ブロックごとの保育 需要を満たすことを基 本とする。 ・他ブロックとの連携 についても検討する。	公立保育所は小ブロックご とに原則 1 箇所とし、人材 についてはアウトリーチな ど多機能化に向けて活用を 図るべき。
幼稚園機能(3 ~5歳児の短時 間保育機能)	現在の施設定員において、短時間 保育の需要を満たすことが可能。 将来の保育需要を踏まえて、公立 幼稚園のあり方を検討していく 必要がある。	・幼・保・小連携ブロックごとに検討する。	公立幼稚園は小ブロックごとに原則1箇所とし、閉園する場合、子育て・子育ちを支える機能を持つ施設・場等の必要性も含めてあり方を検討すべき。
地域や家庭におけ る子育て支援機能	「地域子育て支援拠点事業(地域 子育て支援の拠点)」を少なくと も中学校区(20 校区)に1箇所を 目標に整備してきた。各地域の拠 点を軸に、その他、子育て支援サ ービス及びメニューの充実を図 る。また、社会資源の活用や地域 活動との連携を図り、地域での子 育て・子育ちを支える場を目指し ていく必要がある。	・中核施設:子育で3 音やカーを中心に3 箇所を目指す(他に関 西学院大さぽさぽっ 一部1 一部1 一部1 一部2 一部2 一部3 一部3 一部3 一部4 一でである。 一部4 一のでは、 一のでは、 一のでは、 でのでしいが、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでしい。 でのでしい。 でのでは、 でのでは、 でのでしい。 でのでのでしい。 でのでは、 でのでしいでは、 でのでのでしいでしいでは、 でのでのでのでしいでしいでは、 でのでしいでしいでは、 でのでしいでは、 でのでのでのでのでいでのでのでいででのでのででしいででいででいででいででいででいででいででいででいでいででいででいででいで	各小学校区に1箇所の子育 てひろばの実施や子育で、 域サロンとの連携などで、 子育て親子に、できるだけ 多くの機会を提供していく べき。また、南地域に市 内3番目のセンター型子育 てひろばの設置を目指すべ き。
発達支援機能	中核施設としての児童発達支援 センターを整備する(「わかば園」 の建て替え・再整備)とともに地 域の発達支援機能の充実のため、 ブランチ機能やアウトリーチ、 実施について検討する。また、地 域における身近な相談・支援機関 として、幼稚園や保育所がそのと 割を担えるような体制整備をある。 社会全体の 理解促進についても取り組んで いく必要がある。	・中核施設: 1箇所(児 童発達支援センター) ・地域支援: プランチ 機能やアウトリーチの 実施について検討す る。	ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づき、整備予定の児童発達支援セン域を中核拠点とした地域にの充実、社会的な理解に、対の意育関連機関・チンの連続合センもに、幼稚園・保管のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
乳 幼 児 期 の 教育・保育に関する研修・研究機能		・中核施設:1箇所(子育て総合センター)。 ・幼・保・小連携などによる研修や研究などは、幼・保・小相互の連携を強めていく方策について検討をしていく。	研修機能については、子育参にでは、で中心にでいては、で中心をを広げるとができるとがでいては、調ができるようにでいては、調節を特性にのが、できるが、できるができるができるができるができるができるができるができるがでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

「アウトリーチ」: 英語で手を伸ばすこと。公共機関の現場出張サービスなどの意味で多用される。 「ソーシャル・インクルージョン」: 社会的包含。障害者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中で 共に助け合って生きていこうという考え方。

#### -2 ブロック分け

〔大ブロック〕は、市内の南部地域を JR あるいは国道 2 号で以北と以南に分けた 2 ブロック、 北部地域を 1 ブロックとし、計 3 ブロックとします。

〔中ブロック〕は、南部の大ブロックを浜脇、鳴尾、上甲子園、大社、広田、甲東の6ブロック、北部の大ブロックを山口、塩瀬の2ブロックとし、計8ブロックとします。

〔小ブロック〕は、南部の中ブロックを更に11ブロックとし、北部の中ブロック2ブロックをそのまま合わせて計13ブロックとします。

ブロック図 山口 人大社 1 広田 伸東2 広田 2 浜脇 1 上甲子園 浜脇 鳴尾 1 鴟尾

保育所地区	大ブロック名	中ブロック名	小ブロック名	小学校区
				浜脇
:=			`C 054	西宮浜
浜			浜脇1	香櫨園
		浜脇		用海
今津				津門
7/=			浜脇2	今津
				南甲子園
	南部			鳴尾
鳴尾	Hou		鳴尾1	甲子園浜
响化		鳴尾		鳴尾東
			鳴尾2	高須
			770 /-C 4	高須西
				上甲子園
鳴尾北		上甲子園	上甲子園	春風
7-670		工.1.1四	工中)函	鳴尾北
				小松
		大社		夙川
			大社1	北夙川
				苦楽園
夙川				甲陽園
			大社2	安井
				大社
				神原
本庁				広田
甲東			広田1	上ヶ原
1 210	中部	広田		上ヶ原南
本庁		,21		平木
瓦木			広田2	瓦木
	,			深津
				甲東
甲東			甲東1	段上
	1	甲東		段上西
				樋ノ口
瓦木			甲東2	高木
				瓦林
		山口	山口	山口
				北六甲台
塩瀬山口	北部			名塩
		塩瀬	塩瀬	東山台
				生瀬

注:このブロック分けは、幼保小連携ブロックを基本にしています。 今後、将来的な子どもの人数や検討課題に応じた大・中・小ブロック単位での検討を行います。

# -3 ブロックごとの子育て関連施設の配置と状況(認可外保育施設を含む)

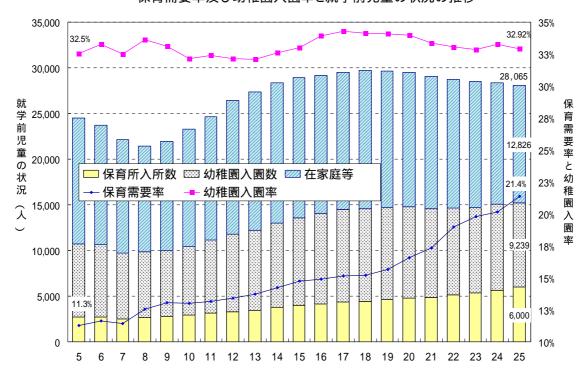
# 平成 25 年 4 月現在

		公立幼稚園		私立幼稚園		公立保育所		民間保育所		家庭保育所・保育ルーム	認可外保育施設	
小プロック	子育て支援拠点	名称	認可定員	名称	認可 定員	名称	定員	名称	定員	名称 定員	名称	定員
	浜脇児童館	浜脇幼稚園	350	いるか幼稚園	260	建石保育所	90	なぎさ保育園	70	赤ースに下門が	5 みんなげんき虹っ子保育所	15
_		用海幼稚園	70	香櫨園幼稚園	300	浜脇保育所 朝日愛児館 < 民間移管対象 >	120 50	かえで保育園 かばえの子保育園(分園)	30	〈まのこ保育ルーム すくすく・ほがらか保育ルーム 1	5 西宮こもれびキンダーガーデン 保育所パステルの森	1:
:E9⊅1						用海保育所	60	西宮YMCA保育園	60	保育ルームそら・たいよう・つき・にじ・ほし 2		100
浜脇1								ゆめっこ保育園	50		0 インターナショナルプリスクール ブルードルフィンズ香櫨園校	交 40
_								幸和園保育所南園(分園)	30	保育ルーム花の子・こもれび 1	0	
		(小計)	420	(小計)	560	(小計)	320	(小計)	300	(小計) 6	( 0 8.1 )	212
_	津門児童館	今津幼稚園	100	こばと幼稚園	250	今津文協保育所 < 民間移管対象 >	90	ちどり保育園	60		保育所すこやか	40
浜脇2		南甲子園幼稚園	70	こひつじ幼稚園 浜甲子園健康幼稚園	160 120		80 90	みどり園保育所 西宮つとがわYMCA保育園	90		保育所ちびっこランド西宮今津園 ピッコロ4 保育ルーム	30
77 (100) 2				2007年11月日1日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	120	HIMAN	- 00	THE SENSON WHITE	- 00		PERA PERA SCHOOL	30
	re CIUTA de	(小計)	170	(小計)	530	(小計)	260	(小計)	210	(小計)	0 (小計)	140
-	鳴尾児童館 武庫川女子大学「子育てひろば」	鳴尾東幼稚園	140	西光幼稚園 松風幼稚園	120 220	鳴尾保育所 鳴尾東保育所	120 80	西宮夢保育園 武庫川女子大学附属保育園	90	たけのこ家庭保育所 1 保育ルームバンビ	1 ラビキッズワールドららぽーと保育園 5 都市型保育園ポポラー兵庫武庫川園	30 87
鳴尾1	Marin (1) (1) 1 (1) (1)			光明幼稚園	600	浜甲子園保育所	90			PROVINCE AND C	四十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	- 0.
_		/ d. ÷1 >	110	武庫川女子大付属幼稚園	105	/ d. *1 >	200	7 d. ±1 x	450	(di+1)	(41.41)	447
	高須児童センター	( <u>小計)</u> 高須西幼稚園	140 140	( <u>小計)</u> 睦幼稚園	1045 480	<mark>(小計)</mark> 高須西保育所	290 120	( <mark>小計)</mark> パドマ保育園	150 60	(小計) 1	6 (小計)	117
鳴尾2	133332111					高須東保育所	120					
	ナップ /5/日本国 [はかずきフカマシュば	(小計)	140	(小計)	480	(小計)	240	(小計)	60	(小計)	(小計)	0
-	まつぼっくり保育園「ほおずき子育てひろば」	春風幼稚園 鳴尾北幼稚園	140 140	上甲子園幼稚園 甲子園口幼稚園	280 180	学文殿保育所 「京木みのり保育所	90 130	甲子園保育所 まつぼっくり保育園	150 120	中田家庭保育所 :: 保育ルームりんご・さくらんぼ 1:	5 保育所わいわいランドにしのみや東園 の 保育ルームあゆみ園	38
		小松幼稚園	210	甲子園東幼稚園	160	小松朝日保育所	120	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF	120	保育ルームおひさま	MOMO Kid's 保育ルーム	15
上甲子園				甲子園二葉幼稚園	120	鳴尾北保育所 < 民間移管対象 >	80				プリモ保育園	31
				フぼみ幼稚園 花園幼稚園	200 110						あしだ保育園	40
		(小計)	490	(小計)	1050	(小計)	420	(小計)	270	(小計) 2	0 (小計)	134
_		<b>夙川幼稚園</b>	140	苦楽園口幼稚園	120	北夙川保育所	120	<b>房川宝保育園</b>	50	ぽっぽ保育ルーム	5 夙川プリスクール	208
_		越木岩幼稚園	140	神戸海星女子学院マリア幼稚園 甲陽幼稚園	300 240			善照マイトレーヤ保育園 のぞみ夢保育園	60		チャイルドフレンズミュウミュウ チャイルドルームこどもの森	20 40
_				.1.L% 60.4.1.Em	240			つぽみ夢保育園(分園)	30		ピッコロ5 保育ルーム	30
1.51.4											西宮幼児アカデミー保育園	30
大社1											インターナショナルスクールTREE HOUSE夙川校 みんなげんき松ヶ丘虹っ子保育所	39
_											たんぽぽ八ウス	13
											西宮インターナショナルスクール	72
_		(小計)	280	(小計)	660	(小計)	120	(小計)	219	(小計)	アイリスプライベートスクール (小計)	35 507
	夙川学院短期大学「しゅ〈たん広場」	大社幼稚園	170	房川短大附属幼稚園 	260	大社保育所	120	幸和園保育所	210	すずらん家庭保育所	5 チャイルドスクール苦楽園	30
	大社児童センター	付属あおぞら幼稚園	105	松秀幼稚園	242			マーヤ保育園	60	保育ルーム木の実・かりん 1	0	
_	子育て総合センター			みそら幼稚園 安井幼稚園	80 240			安井保育園 安井さ(ら保育園(分園)	90	保育ルームにこにこ 保育ルームポニー	4	+
大社2				X/1-9/11EB	240			ニコニコ桜保育園	60	そらいろ保育ルーム	5	
								==== 桜夙水園(分園)	30	保育ルームすまいる・はなはな 1	0	
-								夙川夢保育園(分園)	60	保育ルームほほえみ 保育ルーム菜のはな	5	
_		(小計)	275	(小計)	822	(小計)	120	(小計)	570	(小計) 4	·	30
	関西学院子どもセンター「さぽさぽ」	上ヶ原幼稚園	210	《るみ幼稚園	80	甲東北保育所	90	月影保育所	60	保育ルームchouchou	保育所ちぴっこランド西宮ひろた園	20
広田1				関西学院聖和幼稚園 仁川幼稚園	300 135			聖和乳幼児保育センター	120			+
/ДЩ 1				<u> </u>	210							-
	Li IT de Ab	(小計)	210	(小計)	725	(小計)	90	(小計)	180	(小計)	5 (小計)	20
-	むつみ児童館	瓦木幼稚園	140		120 160	<u>芦原保育所</u> むつみ保育所	120 90	なでしこ保育園	60	保育ルームたんぽぽ・うさぎ 1: 保育ルームすみれ・れんげ・つくし 1:		35 115
				和光幼稚園	120	瓦木北保育所	90			保育ルームぽぷら	5 コナミスポーツクラブ本店西宮アネックス	100
広田2										ぎんが保育ルーム	家庭保育園「はじめのいっぽ」	11
	+								+++	保育ルームほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ 1:	5 保育所ちびっこランド阪急北口園	30
		(小計)	140	(小計)	400	(小計)	300	(小計)	60	(小計) 4	( 3 11 /	291
	段上児童館	門戸幼稚園	140		120 100		+	段上保育所 新甲東保育園	120 90		チャイルドケアハウス トット アクティブラーニングスクール甲東園	20 30
	<del></del>			中果幼稚園 段上幼稚園	320		+ +	新中泉保育園 あんず保育園	45		アソティノフェーフツスツェル甲末園	30
甲東1				仁川学院マリアの園幼稚園	350			ひかり保育園	90			
							+	段上認定こども園きりん園	60		-	+
		(小計)	140	(小計)	890	(小計)	0	(小計)	405	(小計)	0 (小計)	50
	つぼみの子保育園「つぼみのひろば」	高木幼稚園	175	甲子園学院幼稚園	420	上之町保育所	100	一麦保育園	160	虹の子家庭保育所	8 ポレ・ポレ西宮北口ルーム	40
				すずらん幼稚園 西宮甲武幼稚園	105 160				100	保育ルームMAMA・KIDS 保育ルームまっきー	9 保育所 なかよし 5 リッツナーサリースクール	17 10
甲東2				武庫川幼稚園	200			ンは5000」 外月四		休月ルームようさー   有ルームてんとうむし・ちょうちょ・かたつむり・かぶとむし・みつばち・とんぼ 3		10
										保育ルームひだまり	5	
	山口児童センター	(小計) 山口幼稚園	175 140	<mark>(小計)</mark> 幸幼稚園	885 265	(小計)	100	<mark>(小計)</mark> 船坂保育園	280	(小計) 5	<mark>7 (小計)</mark> ちびっこ天国	67 25
山口	山口ル主じ//	山口列作图	140	十四年四	203			やまよし保育園	160		ラップに入門	
		(小計)	140	(小計)	265	(小計)	0	(小計)	200	(小計)	(小計)	25
	塩瀬児童センター	名塩幼稚園 生瀬幼稚園	140 140	東山幼稚園	365		+	名塩保育園 東山ぽぽ保育園	60 46	ひまわり家庭保育所	B 保育ルームチャイ・ランド 生瀬園 保育ルームチャイ・ランド 名塩園	40 45
塩瀬		工/秋 <b>ツ</b> J7 <b>庄</b> 四	140					東山ぽぽ保育園(分園)	89		からい カンドーンンド 口油図	
111.144		(小計)	280	(小計)	365	(小計)	0	(小計)	195	(小計)	8 (小計)	85
地域未定											U	
合計			3,000		8,677		2,260		3,099	27	A I	1,678

# -1 私立幼稚園の預かり保育の状況(平成 25 年度現在)

	預かり保育	開始時間	保育時間	終了時間	定員 / 1回	専属教員	夏休み の預か り保育	夏休みの預かり 保育時間	冬休み の預か り保育	春休み の預か り保育
1 仁川		8:30	9:00 ~ 14:00(11:45)	17:00	30		×	-	×	×
2 すずらん		×	8:45 ~ 14:00(11:45)	16:00	15		×	-	×	×
3 浜甲子園健康		8:00	8:45 ~ 14:00(11:30)	19:00	なし		×	-	×	×
4 甲子園二葉		8:00	8:45 ~ 14:00(11:45)	18:00	30			9:00 ~ 17:00		
5 上甲子園		7:00	9:20 ~ 14:00(12:00)	19:00	40			7:00 ~ 19:00		
6 こひつじ		×	9:00 ~ 14:00(11:30)	17:00	20		×	-	×	×
7 甲子園学院		7:45	8:50 ~ 14:30(11:30)	18:00	30			7:45 ~ 18:00		
8 甲子園口		8:00	9:00 ~ 14:00(12:00)	18:00	40			9:00 ~ 18:00		
9 仁川学院マリアの園		×	9:00 ~ 14:00(11:40)	17:00	なし			9:30 ~ 14:30		
10 みそら		8:00	8:45 ~ 14:00(12:00)	18:00	なし	×		9:30 ~ 14:30	×	×
11 神戸海星女子学院マリア		×	8:30 ~ 13:30(11:30)	17:30	なし			9:00 ~ 17:00	×	×
12 甲東		×	9:00 ~ 14:00(12:00)	17:00	20		×	-	×	×
13 武庫川		×	9:00 ~ 14:00(11:50)	16:00	なし		×	-	×	×
14 松風		×	9:00 ~ 14:00(13:00)	18:00	なし			9:00 ~ 17:00		
15 安井		7:00	9:00 ~ 14:00(11:30)	19:00	なし			7:00 ~ 19:00		
16 花園		×	9:00 ~ 14:00(12:00)	17:00	なし	×	×	-	×	×
17 光明		8:00	8:00 ~ 14:00(12:45)	18:00	なし			8:00 ~ 16:50		
18 甲子園東		×	8:40 ~ 14:00(11:30)	17:00	なし	×		9:00 ~ 14:00	×	×
19 〈るみ		×	9:00 ~ 14:30(11:30)	17:00	なし	×		9:00 ~ 14:30	×	×
20 苦楽園口		×	9:00 ~ 14:00(11:45)	16:00	なし		×	-	×	×
21 香櫨園		×	9:00 ~ 14:00(11:30)	17:00	なし	×	×	-	×	×
22 つぼみ		8:00	9:00 ~ 14:00	19:00	なし	×		8:00 ~ 18:00		
23 西光		×	9:00 ~ 14:00	18:00	30			9:00 ~ 18:00		
24 一里山		×	8:30 ~ 14:00(11:30)	16:00	なし	×	×	-	×	×
25 関西学院聖和		×	8:30 ~ 13:30(11:50)	17:00	なし			8:30 ~ 17:00	×	
26 阪急		8:00	8:30 ~ 14:00(11:30)	18:00	35			8:00 ~ 18:00		
27 こばと		×	9:00 ~ 14:00(12:00)	17:00	なし		×	-	×	×
28 西宮甲武		×	9:00 ~ 14:00	17:00	なし	×		9:00 ~ 17:00		
29 西宮公同	×	-	8:30 ~ 14:00(12:00)	-	-	-	-	-	-	-
30 段上		7:00	8:30 ~ 14:00(11:30)	20:00	35			7:00 ~ 20:00		
31 夙川学院短期大学付属		×	9:00 ~ 14:00	18:00	なし		×	-	×	×
32 甲陽		×	8:45 ~ 14:00(13:00)	16:00	なし		×	-	×	×
33 広田		7:30	9:00 ~ 15:00	19:00	なし	×		7:30 ~ 19:00		
34 和光		8:00	9:00 ~ 14:00(11:40)	17:00	なし		×	-	×	×
35 松秀		×	9:00 ~ 14:00(12:00)	16:30	なし		×	-	×	×
36 武庫川女子大学附属		×	9:00 ~ 14:00(12:00)	17:00	25			9:00 ~ 17:00	×	
37 睦		7:00	9:00 ~ 14:30(11:30)	19:00	なし			7:00 ~ 19:00		
38 幸		7:00	9:00 ~ 14:00(13:00)	20:00	なし			7:00 ~ 20:00		
39 東山		7:00	9:00 ~ 14:00(11:30)	19:00	なし	×		7:00 ~ 19:00		
40 いるか		8:00	8:30 ~ 14:00(11:30)	18:00	60			8:00 ~ 18:00		
計	39	18	, ,			29	24		18	20

#### -2 保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の状況の推移



保育需要率:(保育所入所数+保育ルーム等入所数+待機児童数)/就学前児童数

#### -3 保育所需要と幼稚園入園率等の他市比較(中核市及び近隣都市 (平成 25 年 4 月 1 日)

X	分	保育所需要率	幼稚園入園率	合 計	待機児童数
西宮市	-	21.37%	32.92%	54.29%	0人
rts + <del>2.</del>	平均	33.91%	27.29%	61.2%	52.31人
中核市 (42 市)	分布	18.96 ~ 48.33%	11.10 ~ 50.35%	43.29 ~ 73.95%	0~439人
	順番	38 / 42	8 / 42	33 / 42	25 / 42
兵庫県内	平均	24.42%	30.36%	54.78%	77.22人
近隣都市	分布	16.42 ~ 38.62%	8.1~50.22%	28.2~78.37%	0~337人
(10市)	順番	7 / 10	4 / 10	7 / 10	10 / 10

近隣都市(10市): 神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、宝塚市、伊丹市、 川西市、芦屋市、三田市

# -4 保育所待機児童対策に係る市立幼稚園の余裕保育室の基本的な考え方 (平成 25 年度現在)

各園4歳児1学級、5歳児2学級の計3室を確保する。

経過措置や保育所供用等の部屋を除き、各園に図書室等の1室を確保する。

各園における残りの部屋数を「活用可能な余裕保育室」とする。

幼稚園名	保有室数
浜脇	10
用海	2
夙川	4
越木岩	4
大社	5
あおぞら	4
上ヶ原	5
門戸	4
高木	5
瓦木	4
春風	4
今津	3
南甲子園	2
高須西	4
鳴尾東	4
鳴尾北	4
小松	6
山口	5
名塩	4
生瀬	4
合計	87

						/++ + <del>-</del> -
4歳児	5歳児	経過措置	保育所供用 教具室	図書室等	活用可能な 余裕保育室	備考
1	2		3	1	3	保育ルーム設置
1	1				0	
1	2			1	0	
1	2			1	0	
1	2	2			0	
1	2			1	0	
1	2			1	1	
1	2			1	0	
1	2	2			0	
1	2			1	0	
1	2			1	0	
1	2				0	
1	1				0	
1	2			1	0	
1	2			1	0	
1	2			1	0	
1	2		2	1	0	保育ルーム設置
1	2			1	1	
1	2			1	0	
1	2			1	0	
20	38	4	5	15	5	

上記 「活用可能な余裕保育室数」については、あくまで保育所待機児童対策に係る市立幼稚園の短期的な活用という観点から整理したものであり、将来的な市立幼稚園のあり方(統廃合も含めた)に基づく施設の活用については別途検討を行う。

浜甲子園幼稚園は、H25年度より休園

#### -1 中間報告

平成 22 年(2010年)11月22日

西宮市長 河野 昌弘 様

西宮市幼児期の教育・保育審議会 会 長 寺 見 陽 子

#### 幼稚園における保護者負担について(中間報告)

本審議会では、平成22年7月20日に西宮市長から諮問を受け、西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について審議してきました。このうち、幼稚園における保護者負担について、下記のとおり中間報告として取りまとめましたので、報告します。なお、西宮市の幼児期の教育・保育のあり方については、引き続き審議を行い、答申に向けて整理していきたいと考えています。

記

#### (1)これまでの審議の経過

平成22年7月20日の第1回審議会において格差是正部会と適正配置部会の2つの作業部会を設置し、8月4日から11月17日の間に4回の格差是正部会を開催するとともに、審議会においても格差是正部会での整理を踏まえて議論を行い、特に緊急を要する課題である「幼稚園の保護者負担の格差是正」についての審議を重ねてきました。

#### (2)審議会としての基本的な考え方

#### 幼稚園の保護者負担格差について

市民や保護者の中には「費用の安い公立幼稚園に行かせようとしても、近くには私立幼稚園しかない。どこに通わせても格差がないようにしてほしい」「私立幼稚園とは、園の運営や施設、保育内容が違うので、多少の保育料の差があって当然」と相反する意見がありますが、当審議会では私立幼稚園 40 園のうち公立幼稚園と条件が近い一群を抽出するなど、比較に精査を加えたうえで議論を行い、保護者負担(保育料及び入園料)における公私間格差は存在するとの結論に至りました。なお、公私間の格差是正という観点から、3歳児を除く4歳児と5歳児の第1子・第2子を中心に審議を行っております。

#### 格差是正の手法について

西宮市における私立幼稚園関係の補助制度には、幼稚園に対して補助するものと保護者に対して直接補助する制度がありますが、当審議会では両者について補助金の性質を比較検討いたしました。その結果、保護者負担の格差是正という観点からは、市民や保護者にも使途が明確で分かりやすい直接補助(就園奨励助成金)を選択することが妥当であるとの結論に至りました。

なお、「子どもの教育環境を整えるという意味からは、幼稚園への補助を検討していくのも良いのではないか」「公立幼稚園の保護者負担増という格差是正の方法もあるのではないか」との意見があったことを申し添えます。

#### 配分の優先度とバランスについて

格差の是正には多額の財源が必要であり、年齢や所得階層などを考慮した配分の優先度を検討する必要がありますが、所得金額800万円以上の階層に対する補助については、就園機会の保障という観点を踏まえ、他の階層とのバランスも考えながら進めるべきと考えます。なお、「1年保育の機会提供という観点から5歳児を軸に考えるのも1つのアイデアではないか」との意見があったことを付記いたします。

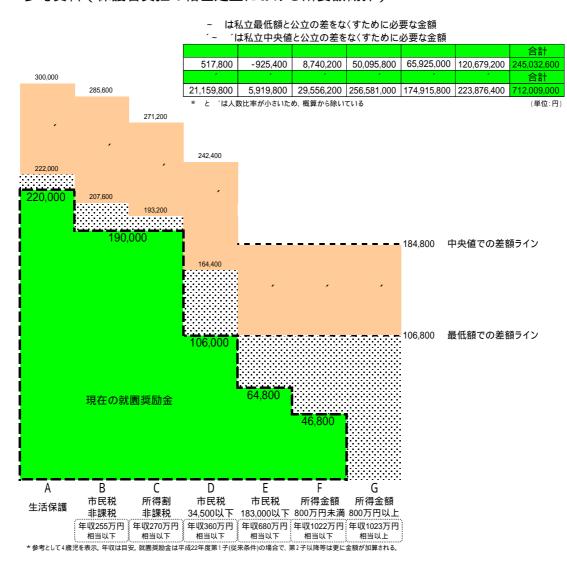
#### 格差是正の目標について

格差是正の目標をどう設定すべきかについて、当面は私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていくことが妥当であるとの結論に至りました。ただし、「低所得層に対する配慮という面では、最低額にとらわれずに検討していくことも必要ではないか」との意見があったことを申し添えます。

#### スケジュールについて

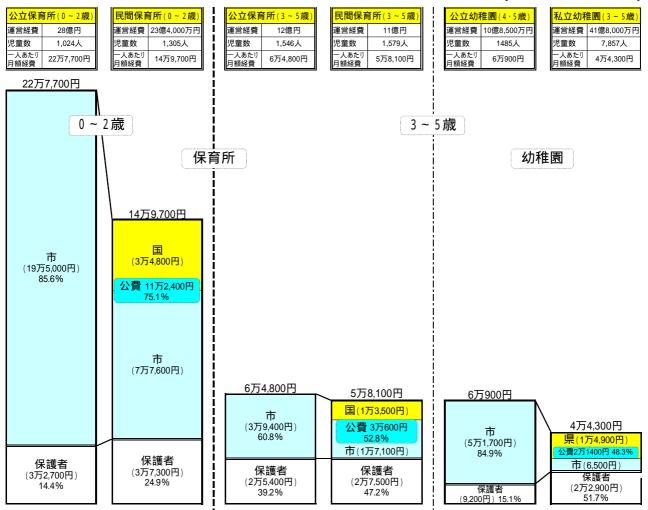
格差是正の早期実現のために、平成23年度西宮市私立幼稚園就園奨励助成金においても、対応できる部分については、可能な限り反映していく必要があると考えます。

#### 参考資料(保護者負担の格差是正における所要額概算)



#### -2 幼稚園と保育所の児童一人あたり月額の公費投入と保護者負担の比較

(平成23年度決算)



上記の県・市の負担分には、地方交付税や国庫補助等の国負担分を含む。金額は四捨五入で端数処理している。民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。私立幼稚園は預かり保育分を含む。保育所の国庫補助金は、0~2歳児、3~5歳児の運営経費の比率で按分して算出。

#### -3 幼稚園と保育所での運営経費に占める公費投入の割合

	公立幼稚園 (4·5 歳児)	私立幼稚園 (3~5 歳児)	公立保育所 (3~5 歳児)	民間保育所 (3~5 歳児)
公費投入	84.9%	48.2%	60.8%	52.8%
保護者負担	15.1%	51.8%	39.2%	47.2%

### -4 保育士配置基準

#### (平成25年4月1日現在)

				_	=	
		0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児	
西宮市	公立保育所	3 : 1	5 : 1	20 : 1		
	民間保育所	3 : 1	5 : 1	20 : 1		
国の最低基準		3 : 1	6:1	20 : 1	30 : 1	

-1

#### 特別支援学校におけるセンター的機能(地域支援)について

市立西宮養護学校

発達に課題のある幼児児童生徒が在籍する学校園等の要請に基づき教育相談を行ったり、特別支援教育に係る研修会等を企画実施したりして、本市における特別支援教育の充実を図る。

【支援内容】教育相談(日常生活や学校生活、発達、教材教具などに関すること)

【対応組織】 支援部…専任コーディネーター、自立活動担当者、臨床心理士、作業療法士等 第2コーディネーター…支援部を除く教職員すべて

県立特別支援学校…発達等で気になる幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民、教職員を対象に、保育 や教育に関する全般的な教育相談を巡回相談として実施。

巡回相談の地区割り(通学区域と同じ)

こやの里特別支援学校:塩瀬中校区の学校、公私立幼稚園・保育所。 上野ヶ原特別支援学校:山口中校区の学校、公私立幼稚園・保育所。 芦屋特別支援学校:上記以外の地域の学校、公私立幼稚園・保育所。

県立こばと聴覚特別支援学校…専任の教員がきこえと言葉に関する相談に個別に対応。

#### 大学との連携について

市内 10 大学との地域連携・社会連携という観点から、大学交流センターを通じて、大学交流協議会とも講師アドバイザー等の派遣や人材に関するリストの作成などについて、協議・調整していく必要があります。

# -2 特別支援教育コーディネーター研修 特別支援教育ネットワーク会議

- (趣旨)特別支援教育体制の構築にあたり、学校園内及び関係機関等との連絡調整や相談窓口、適切 な支援等の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの養成を図る。
- (対象)市立学校園及び希望する私立幼稚園の特別支援教育コーディネーター、希望する保育所の障害児担当保 育士等
- (内容例)「特別支援教育・校園内体制」「保護者に寄り添う支援とは」「就学前と義務教育との円滑な連携~み やっこファイルを活用して~」「就学前機関及び小学校による実践発表及び交流」
- (西宮市地域自立支援協議会こども部会との連携)

教育・福祉・医療・子育て等諸機関がネットワークの構築を図るため、本研修を特別支援教育ネットワーク 会議と位置づけ、学校園だけでなく西宮市地域自立支援協議会こども部会に所属する関係機関にも案内し、 「みやっこファイルの効果的な活用」「教育と福祉」に関する内容の研修も行っています。

西宮市地域自立支援協議会とは、障害のある人が地域で生活していく上で関係する様々な関係者(保護者や相談支援事業者、行政など)でメンバーを構成し、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っていくことで、「障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指す組織。

-3 【現状】特別な支援を必要とする子どもの入園・入所に関する相談 -----保 者 (公立幼稚園希望) (私立幼稚園希望) (公立・民間保育所希望) わかば園 相談窓口 各公立幼稚園 各私立幼稚園 こども部(保育所事業G) (県)西宮こども 専門家等 保育所事業G 教育委員会 家庭センター (適正就学指 (入所審查会) (各園で実施) 導委員会) 入園決定 入園決定 入園決定 入所決定 療育機関 各公立幼稚園 各私立幼稚園 各公立・民間保育所 (わかば園・北山学園等) 【将来像】相談窓口の構築イメージ -----保 護 者 的確なアドバイスに基づいた、 初期相談機能の拡充 スムーズな施設選択 ・児童の状況、家庭状況の把握 ・保護者ニーズの把握 ・施設選択肢の提示・相談 関係機関 児童発達支援センター相談窓口 (保健所、子育て 総合センター、障 情報共有等 害福祉課、西宮こ 公立 私立 公立· ども家庭センタ 幼稚園 幼稚園 民間保 一、大学等) 療育機関 育所

# -1 西宮市のそれぞれの組織における所管一覧

健康福祉局(こども部、福祉事務所、保健所)	教育委員会(学校教育部、社会教育部)			
< 児童福祉·母子保健·障害福祉 >	<学校教育·家庭教育·社会教育>			
保育所全般(設置·運営·許認可)	幼稚園教育全般(私立幼稚園 )			
留守家庭児童育成センター(学童保育)	小学校·中学校(義務教育全般)			
子育て総合センター、児童館・児童センター	公民館·図書館(社会教育)、青少年育成施策			
家庭児童相談(児童虐待関連)、母子家庭·DV 相談	教育相談、適応指導			
わかば園等(肢体不自由児施設・療育)障害福祉	特別支援教育			
児童手当	スポーツ振興			
母子保健·地域保健【保健所】				

私立幼稚園についての許認可・指導監査等は県の所管。

# -2 子ども・子育てにかかる事務を所管する組織の状況 (平成 25 年度現在) 中核市等 5 2 市の状況(中核市 42 市、中核市移行準備市 3 市、近隣市 7 市)

事業の名称	西宮市の状況			52市の状況 (中核市42、移行準備市3、近隣市7)			
争未の石砂	「子ども」 組織	教育 委員会	その他	「子ども」組織 所管率		教育委員会 所管率	
(1)こども・子育て全般に関する企画・計画・調整に関すること				50	96%	0	0%
(2)子育て支援事業の企画及び実施に関すること				52	100%	0	0%
(3)母子健康管理に関すること				17	33%	0	0%
(4)児童虐待に関すること				52	100%	0	0%
(5)市立保育所の管理・運営等に関すること				51	98%	0	0%
(6)私立保育所の助成及び連絡調整に関すること				52	100%	0	0%
(7)保育所待機児童解消、保育所整備に関すること				52	100%	0	0%
(8)認可外保育施設の設置届出等に関すること				47	90%	0	0%
(9)認定こども園に関すること				50	96%	2	4%
(10)公立幼稚園に関すること				15	29%	30	58%
(11)私立幼稚園に関すること				24	46%	24	46%
(12)留守家庭児童育成センター(学童保育)の管理·運営等に 関すること				39	75%	13	25%
(13)児童館・児童センターの管理・運営等に関すること				42	81%	3	6%
(14)障害のあるこどもの相談、療養、支援に関すること (児童発達支援センター等)				28	54%	5	10%
(15)特別支援教育に関すること				5	10%	51	98%
(16)児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること				49	94%	0	0%
(17)児童委員に関すること				10	19%	0	0%
(18)青少年健全育成の調査、計画、管理等に関すること				20	38%	30	58%
(19)青少年健全育成の各種事業に関すること				19	37%	33	63%
(20)青少年の補導・非行防止に関すること				16	31%	34	65%
(21)男女共同参画に関すること				1	2%	0	0%
(22)児童相談所に関すること			(県)	3	6%	0	0%

<sup>「</sup>子ども」組織が上記業務を所管している割合と、教育委員会が所管している割合を記載。

<sup>「</sup>子ども」組織以外の市長事務部局が所管する場合や、担当組織がない場合(カウントなし)、また「子ども」組織と教育委員会の双方で所管している場合(双方でカウント)があるため、必ずしも合計が100%とはならない。 所管率が50%を上回る場合にセルを着色している。

#### 平成25年度第1回審議会の答申(案)

1 はじめに

#### 【資料1参照】

1 はじめに

これまで、<u>西宮市の幼児期</u>の教育・保育については、幼稚園と保育所、公立と 私立<u>のように、</u>所管や制度の違いがあり、<u>行政</u>においても教育委員会と健康福祉 局が個別に対応を行ってきました。

しかしながら、子育て世代を中心とした人口増加に伴う保育所の待機児童の増加や多様化する保育ニーズへの対応などの新たな課題もあり、従来の枠組みを超えた一体的な検討が求められています。

また、平成 21 年 8 月に教育委員会が実施した「西宮市立幼稚園教育振興プラン (素案)」のパブリックコメントにおいても、保護者負担の格差是正等について 23,000 件に及ぶ意見が出されました。こうしたことから、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について検討していくことを目的とした「西宮市幼児期の教育・保育審議会」が平成 22 年 7 月に設置され、市長より諮問を受けて審議を重ねてきました。

#### 今回修正した答申(案)

【資料1参照】

これまで、<u>幼児期</u>の教育・保育については、幼稚園と保育所、公立と私立<u>で</u>所管や制度の違いがあり、<u>西宮市</u>においても教育委員会と健康福祉局が<u>それぞれ</u>に対応を行ってきました。

<u>これまで西宮市では</u>、子育て世代を中心とした人口増加に伴う保育所待機児童の増加や多様化する保育ニーズへの対応など新たな課題が発生しており、従来の枠組みを超えた一体的な検討が求められてきたところです。

そのような中、平成 21 年 8 月に教育委員会が実施した「西宮市立幼稚園教育振興プラン(素案)」のパブリックコメントに<u>おいて</u>、保護者負担の格差是正や公立幼稚園の今後のあり方等について 23,000 件に及ぶ意見が提出されたことから、西宮市では、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について検討していくこととしました。この目的により平成 22 年 7 月に「西宮市幼児期の教育・保育審議会」が設置され、西宮市長から以下の6つの項目について諮問を受けました。

- 1.幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について
- <u>2. 地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配置)</u>
- 3. 保育所の待機児童解消に向けた方策について
- 4 . 保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について
- 5. 特別支援教育、障害児保育のあり方について
- 6. 行政組織・推進体制の一元化について

審議会では、2つの作業部会(適正配置部会、格差是正・こども支援部会)を 設置(平成24年8月から部会をワーキンググループに改組)し、部会での整理を 踏まえて議論を行うとともに、平成22年度には特別支援教育ワーキンググループ を設置し、特別な支援を必要とする子どもの現状把握と課題整理を行った上で、 平成23~25年度の審議会で検討を行いました。

本審議会では、幼児期つまり乳児(0~1歳未満)と幼児(1歳から小学校就学前まで)を対象とし、西宮市の状況を踏まえながら、平成22年度から25年度にかけて約3年間で合計16回にわたり慎重に審議を重ねてきました。審議に際しては、2つの作業部会(注1)を設置し、西部会で合計34回にわたり諮問項目の課題を整理しながら行いました。また、平成22年度には特別支援教育ワーキンググループを設置し、約1年間の審議で特別な支援が必要な子どもの現状把握と課題の整理を行いました。

<u>ここに、3年間の審議の成果を「最終答申」としてまとめました。今回の報告</u> 内容を活用し、西宮市の子どもの健やかな育ちの実現を目指して、今後の市の子 ども・子育て支援新制度に向けた施策を充実されるよう求めます。

本答申は、こうした審議の中で、各委員から出された様々な意見を基に西宮 市の子どもたちが健やかに育つことができるよう、幼児期の教育・保育のあり 方についてまとめたものです。

(注1)作業部会として、適正配置部会、格差是正・こども支援部会を設置した。平成24年8月には、部会をワーキンググループに改組した。

#### 2 諮問項目ごとの基本的な考え方

【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について 【資料 -1,2参照】

西宮市の幼稚園・保育所の現状等について、資料 -1 にあるように、幼稚園・保育所において数多くの取り組みが行われてきました。

#### 2 諮問項目ごとの基本的な考え方

【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について 【資料 -1,2 参照】

西宮市の幼稚園・保育所の現状等について、資料 -1 にあるように、幼稚園・ 保育所において数多くの取り組みが行われてきました。 幼稚園は、短時間の保育を前提に、就学後の教育を培うものと<u>しての</u>、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育等を<u>推進しています</u>。その上で、私立幼稚園においては、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。また、公立幼稚園においては、全園が<u>公立幼稚園の教育課程に基</u>づいた、同一内容の幼児教育を提供しています。

セーフティネットとして、特別支援教育及び児童虐待、DV(家庭内暴力)など、特別な配慮を必要とする家庭と子どもに対し、就学前教育を保障することについては、公立と私立が共に取り組みを進めています。

保育所では公民共に、児童福祉法第39条に基づく保育所の機能を基本とし、保育所保育指針に準拠した保育を推進しています。保育所は児童福祉施設であることから、公立も民間も等しく公的機能や役割を果たしていますが、特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が求められる場合があることから、公的機関との連携を取りやすい公立保育所が、セーフティネットの役割の多くを担っています。しかしながら、13ブロックの中で、公立保育所がない地域においては、民間保育所が、その役割を担っており、今後、より強固な連携・協働を進めなければなりません。

こうして、これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指して、公立、私立の幼稚園や保育所が共に、幼児期における教育・保育の向上のために総合的に取り組んでいくことが求められます。

幼稚園は、短時間の保育を前提に、就学後の教育を培うものと<u>して</u>幼稚園教育要領に基づいた幼児教育等を<u>行っています</u>。その上で、私立幼稚園においては、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。また、公立幼稚園においては、全園が<u>「西宮市立幼稚園教育課程の基底」に基づいた教育課程を作成し</u>、同一内容の幼児教育を提供しています。セーフティネットとして、特別支援教育及び児童虐待、DV(家庭内暴力)など、特別な配慮を必要とする家庭と子どもに対し、就学前教育を保障することについては、公立と私立がそれぞれに取り組みを進めています。

保育所では公民共に、児童福祉法第39条に基づく保育所の機能を基本とし、保育所保育指針に準拠した保育を推進しています。保育所は児童福祉施設であることから、公立も民間も等しく公的機能や役割を果たしていますが、特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が求められる場合があることから、公的機関との連携を取りやすい公立保育所が、セーフティネットの役割の多くを担っています。また、民間保育所では一時預かりなど特別保育の中心的な役割を担うとともに、13プロック(注2)の中で、公立保育所がない地域においては、民間保育所がセーフティネットの役割を担っており、今後、より強固な連携・協働を進めなければなりません。

こうして、これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、すべての子 どもの健やかな育ちの実現を目指して、公立、私立の幼稚園や保育所が共に、 幼児期における教育・保育の向上のために総合的に取り組んでいくことが求め られます。 また、公私が共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な 役割を発揮していくとともに、<u>DVや児童虐待</u>などの福祉的ニーズを抱える家庭 に対しても公私が共に各関係機関と連携しつつ、具体的なかかわり方について検 討していくことが必要です。

家庭や地域における子育ての役割については、子どもたちにとって心のよりどころであると同時に、基本的な生活習慣を身につける場所である家庭が、子どもの教育に関して、第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化や少子化、人のつながりの希薄化などの中で、児童虐待、地域から孤立した親の育児不安の広がりなど、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。

このような中、次代を担う子どもたちが地域社会の中で成長できるよう、家庭・ 地域等、社会全体で取り組む子育て支援の環境整備が求められています。

幼稚園・保育所・小学校の連携については、西宮市では子どもや教職員の交流、連絡体制等の先進的な取り組みによって相互理解が深まりつつあり、今後の課題としては、学びの連続性や一貫性のあるカリキュラムの整備が挙げられます。なお、研修<u>制度</u>は、子育て総合センターが中心となって、参加対象を広げるとともに公立、私立を問わず参加ができるように条件整備を行っていくことが望まれます。研究機能については、市の課題や特性に応じた調査研究を公立、私立の幼稚園・保育所や大学などの専門機関と連携を取りながら進めるべきであり、その成果については広く市民や地域に発信していく必要があると考えます。

また、公私が共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な役割を発揮していくとともに、<u>児童虐待やDV</u>などの福祉的ニーズを抱える家庭に対しても各関係機関と連携しつつ、具体的なかかわり方について検討していくことが必要です。

家庭や地域における子育ての役割については、子どもたちにとって心のより どころであると同時に、基本的な生活習慣を身につける場所である家庭が、子 どもの教育に関して、第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化や少子化、人のつながりの希薄化などの中で、児童虐待、 地域から孤立した親の育児不安の広がりなど、家庭教育を支える環境が大きく 変化しています。

このような中、次代を担う子どもたちが地域社会の中で成長できるよう、家庭・地域等、社会全体で取り組む子育て支援の環境整備が求められています。

幼稚園・保育所・小学校の連携については、西宮市では子どもや教職員の交流、連絡体制等の先進的な取り組みによって相互理解が深まりつつあり、今後の課題としては、学びの連続性を意識した一貫性のあるカリキュラムの整備が挙げられます。なお、研修<u>について</u>は、子育て総合センターが中心となって、参加対象を広げるとともに公立、私立を問わず参加ができるように条件を整備していくことが望まれます。<u>また、</u>市の課題や特性に応じた調査研究<u>は</u>公立、私立の幼稚園・保育所や大学などの専門機関と連携を取りながら進めるべきであり、その成果については広く市民や地域に発信していく必要があると考えます。

一方、子どもが育つ環境の視点からの検討も必要であり、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠した7つの領域等と、それに対応する子どもの姿や子どもの育ちに必要な環境(子ども・子育ち環境)をトピックとして設定し、望ましい子ども像とその環境整備について検討しました。

西宮市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力の基礎を培う教育・保育が展開できるよう、家庭や地域における子育て支援をより充実させていくことが求められており、「豊かな自然環境にふれての遊び」を中心として、子どもが自然と触れ合う遊びとそのための環境整備が望まれます。その他にも、生活リズム、食生活、絵本とのふれあいなど、子どもの体験を豊かにする環境整備や保護者への啓発といった取り組みを、すべての保育施設や地域・保護者、さらに母子保健部門との連携のもとに進めていくことにより、保護者の子育てを支援することが求められます。

一方、子どもが育つ環境の視点からの検討も必要であり、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠した7つの領域等と、それに対応する子どもの姿や子どもの育ちに必要な環境(子ども・子育ち環境)をトピックとして設定し、望ましい子ども像とその環境整備について検討しました。

西宮市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力の基礎を培う教育・保育が展開できるよう、家庭や地域における子育て支援をより充実させていくことが求められており、「豊かな自然環境にふれての遊び」を中心として、子どもが自然と触れ合う遊びとそのための環境整備が望まれます。その他にも、生活リズム、食生活、絵本とのふれあいなど、子どもの体験を豊かにする環境整備や保護者への啓発といった取り組みを、すべての保育施設や地域・保護者、さらに母子保健部門との連携のもとに進めていくことにより、保護者の子育てを支援することが求められます。

(注2)市域の区分けとして、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本とした大(3)・中(8)・小(13)の3つのレベルでブロックを設定している。

# 【資料 -1.2.3 参照】 | 置)

適正配置の検討を進めるにあたって、まず地域に必要な子育でに係る機能を整 理したうえで、その機能をどのように付加していくかを検討してきました。

その中で、地域に必要な子育てに係る機能を、 0歳から5歳児の長時間保育 機能としての保育所機能、 3歳から5歳児の短時間保育機能としての幼稚園機 地域や家庭における子育で支援機能、 発達支援機能、 乳幼児教育・保 育に関する研修・研究機能としました。また、今後の配置にあたっては、ブロッ ク別の就学前児童数、保育需要を平成 33 年度までの人口推計をもとにして算出 し、検討のベースとしました。このほか、公立と私立の幼稚園や保育所が共に教 育・保育に携わってきた歴史的経緯を踏まえ考えていく必要があります。

公的機能の観点からは、幼稚園における特別支援教育や保育所における障害児 保育、児童虐待など、特別な支援を要する子どもや家庭に対して、就学前の教育・ 保育を保障するためにも市は必要な措置を講じていく必要があると考えます。

また、適正配置に向けた考え方として、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小 学校の連携ブロックを基本とした大(3)・中(8)・小(13)の3つのレベルで ブロックを設定し、課題に応じたブロック分けを用いて検討を行っていくべきと 考えます。

このほか、地域における教育・保育を受ける機会の保障の観点から、公立幼稚 園については、当面、小ブロック(13)ごとに原則1箇所配置の方向とし、今後│稚園については、当面、小ブロック(13)ごとに原則1箇所配置の方向とし、

# 【諮問2】地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配置)│【諮問2】地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配 【資料 -1.2.3 参照】

適正配置の検討を進めるにあたって、まず地域に必要な子育でに係る機能を 整理したうえで、その機能をどのように付加していくかを検討してきました。

その中で、地域に必要な子育てに係る機能を、 0歳から5歳児の長時間保 **育機能としての保育所機能、3歳から5歳児の短時間保育機能としての幼稚** 園機能、地域や家庭における子育で支援機能、発達支援機能、乳幼児期 の教育・保育に関する研修・研究機能としました。また、今後の配置にあたっ ては、ブロック別の就学前児童数、保育需要を平成33年度までの人口推計をも とにして算出し、検討のベースとしました。このほか、公立と私立の幼稚園や 保育所が共に教育・保育に携わってきた歴史的経緯を踏まえ考えていく必要が あります。

公的機能の観点からは、幼稚園における特別支援教育や保育所における障害 児保育、児童虐待など、特別な支援を要する子どもや家庭に対して、就学前の 教育・保育を保障するためにも市は必要な措置を講じていく必要があります。

また、適正配置に向けた考え方として、小学校区に応じた幼稚園・保育所・ 小学校の連携ブロックを基本とした大(3)・中(8)・小(13)の3つのレベ ルでブロックを設定し、課題に応じたブロック分けを用いて検討を行っていく べきと考えます。

このほか、地域における教育・保育を受ける機会の保障の観点から、公立幼

のブロックごとの園児数の推移や教育・保育施設の状況などを踏まえ、適切な配置数に整理を行う<u>とともに、</u>閉園する施設については、地域子育て支援の拠点などの子育て・子育ちを支える機能を有する施設や、公園などの遊び場等の必要性も考慮しながら、そのあり方を検討する必要があると考えます。

公立保育所については、待機児童解消の方策や保育需要を勘案しつつ、当面、 小ブロックごとに原則 1 箇所の配置とし、公立保育所が存在しない小ブロックに おいては、近隣の配置状況や民間保育所の状況を見ながら検討していく必要があ ると考えます。また、アウトリーチなど公立保育所の多機能化に向けた人材の活 用を図るべきと考えます。

なお、認定こども園等の設置・移行については、「子ども・子育て支援新制度」 に関する国の動向を踏まえながら、今後も検討していくべきと考えます。

地域子育て支援の拠点は、子育て総合センターを軸にセンター型子育てひろば 3か所の設置を目指すとともに、各小学校区における子育てひろばの実施や子育 て地域サロンとの連携により、子育て親子にできるだけ多くの機会を提供してい くべきと考えます。また、保護者や地域を対象とした子育てに関する研修を行う など、新たな支援者が生まれる仕組みを考える必要があります。

発達支援機能については、ソーシャル・インクルージョン(社会的包含)の考え方に基づき、平成27年度に整備予定の児童発達支援センターを中核拠点とした地域支援の充実、社会的な理解促進に取り組むべきと考えます。また、市内の療育関連機関・大学・子育て総合センター等との連携を図りながら、幼稚園・保育所等に対する支援を充実していくべきと考えます。

今後のブロックごとの園児数の推移や教育・保育施設の状況などを踏まえ、適切な配置数に整理を行う必要があると考えます。 閉園する施設については、地域子育て支援の拠点などの子育て・子育ちを支える機能を有する施設や、公園などの遊び場等の必要性も考慮しながら、そのあり方を検討する必要があると考えます。

公立保育所については、待機児童解消の方策や保育需要を勘案しつつ、当面、 小ブロックごとに原則 1 箇所の配置とし、公立保育所が存在しない小ブロック においては、近隣の配置状況や民間保育所の状況を見ながら検討していく必要 があると考えます。また、アウトリーチなど公立保育所の多機能化に向けた人 材の活用を図るべきと考えます。

なお、認定こども園等の設置・移行については、「子ども・子育て支援新制度」 に関する国の動向を踏まえながら、今後も検討していくことが必要です。

地域子育て支援の拠点は、子育て総合センターを軸にセンター型子育てひろば3か所の設置を目指すとともに、各小学校区における子育てひろばの実施や子育て地域サロンとの連携により、子育て親子にできるだけ多くの機会を提供していくべきと考えます。また、保護者や地域を対象とした子育てに関する研修を行うなど、新たな支援者が生まれる仕組みを考える必要があります。

発達支援機能については、ソーシャル・インクルージョン(社会的包含) (注3) の考え方に基づき、平成27年度に整備予定の児童発達支援センター等 施設を中核拠点とした地域支援の充実、社会的な理解促進に取り組むべきと考 えます。また、市内の療育関連機関・大学・子育て総合センター等との連携を 図りながら、幼稚園・保育所等に対する支援を充実していくべきと考えます。

<u>(注3)障害のある人などを社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共</u> <u>に助け合って生きていこうという考え方</u>

#### 【諮問3】保育所の待機児童解消に向けた方策について

【資料 -1,2,3,4参照】

これまで、市が策定した「保育所待機児童解消計画」の整備計画の内容を踏ま えながら、従来の保育所整備以外の方策について、公立・私立幼稚園や認可外保 育施設等、具体的な対策を含め、審議を重ねてきました。

具体的な対策としては、平成22年度以降の審議会において議論された、公立幼稚園における余裕保育室の保育ルーム等への活用や私立幼稚園の預かり保育の活用、認可外保育施設に対する市独自の基準の検討など、今後においてさまざまな方策を講じていく必要があると考えます。

また、保育の質の保障や将来的な収束方法、認定こども園への移行も視野に入れて、適正配置を検討していくことも必要です。

待機児童対策については、将来的な子ども数の減少の予測を踏まえ、現在、市が行っている保育所の分園整備や賃貸物件による保育所の整備、保育ルームの整備といった手法を含め検討していくことが必要と考えられます。

#### 【諮問3】保育所の待機児童解消に向けた方策について

【資料 -1,2,3,4参照】

保育所の待機児童解消については、市の重要課題として位置づけられていたことから、市が策定した「保育所待機児童解消計画」における事業計画の内容を踏まえながら検討してきました。従来、取組みを進めてきた保育所整備以外の方策として、公立幼稚園の余裕保育室を活用した保育ルームや私立幼稚園の預かり保育の活用、認可外保育施設に対する市独自の基準の検討などを審議してきましたが、保育所以外の就学前児童が利用する施設の活用については、今後も様々な取り組みを検討する必要があると考えます。

また、保育需要には地域偏在や年齢偏在があることから、認可保育所の新設に加えて、3歳未満児を対象とした比較的短期間で整備が可能な分園や保育ルームの整備について、引き続き取り組むことが求められますが、こうした状況においても、保育の量的な拡大に加えて、引き続き、保育の質や環境を保障していくことが必要です。

将来的には保育所に入所する児童数の減少が予測される状況を踏まえ、現在、 市が進めている保育所の分園整備や賃貸物件を活用した分園整備といった手法

## 【諮問4】保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について 【資料 -1,2,3,4参照】

幼稚園と保育所における公費投入と保護者負担の状況を比較したところ、公私間だけでなく、幼保間においても<u>差</u>が存在しており、資料 -2にあるように、運営経費に占める公費投入の割合は、公立幼稚園が他と比べて高く、逆に私立幼稚園が低くなっており、その中間に保育所がありました。

幼稚園における保護者負担については、<u>格差是正</u>の早期実現を目指して優先的に審議を重ね、中間報告として取りまとめたものを平成22年11月22日付で市長に提出しました。<u>まずは、この報告に基づき、幼稚園における保護者負担の公私間格差を是正するため、就園奨励助成金の増額に取り組むべきと考えます。一方、公立幼稚園の保育料の見直しについては、国の子ども・子育て新制度では、応能</u>

以外にも収束が可能な方策を検討していくことが必要と考えます。

さらに、平成27年度から実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」 の制度設計に注視しながら、幼保連携型認定こども園への移行や小規模保育事 業の実施について検討していくことも必要と考えます。

なお、これまで西宮市が保育所整備を中心とした対策を進めてきたことや、 平成23年度に国が待機児童対策の特例措置として打ち出した面積基準の緩和を 実施しないなど、保育環境の保全を図りながら、平成25年4月1日における保 育所待機児童を解消したことは、大変評価すべきことであると考えます。

#### 【諮問4】保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について 【資料 -1,2,3,4参照】

幼稚園と保育所における公費投入と保護者負担の状況を比較したところ、公利間だけでなく、幼保間においても<u>格差</u>が存在しており、資料 -2 にあるように、運営経費に占める公費投入の割合は、公立幼稚園が他と比べて高く、逆に私立幼稚園が低くなっており、その中間に保育所がありました。

幼稚園における保護者負担については、<u>公私間格差是正</u>の早期実現を目指して優先的に審議を重ね、中間報告として取りまとめたものを平成22年11月22日付で市長に提出しました。<u>現在は、「私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていくことが妥当」とした中間報告をもとに、平成23年度より就園奨励助成金の増額による格差是正の取り組みが進められているところです。</u>

負担を基本とするため、今後は応能負担の方向で整備すべきと考えます。しかし、 現在は、「私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていく ことが妥当」とした中間報告をもとに、就園奨励助成金の増額が取り組まれてい るところであり、また子ども・子育て新制度の具体的内容が示されていない状況 であるため、保育料の具体的改正は、その後に行うことが適切と考えます。その 際には、就園奨励助成金による格差是正も含めて検討していく必要があります。

公立幼稚園の運営経費については、「正規職員採用の抑制の継続」「今後の園数の削減」など、保育の質を維持しながらも、人件費等さまざまな点から運営経費を見直していくことが求められます。同時に、その他の保育施設へ必要な支援を行うために公費を投入することで、格差是正を進めることが望ましいと考えます。また、保育所については、1・2歳児での保育士の配置基準が公立(5:1)と民間(6:1)で異なり、早急な改善が必要と中間答申したところですが、平

これまでの制度では、子育て支援にかかる公費の多くが幼稚園、保育所に投入されていることから、これらを利用している家庭とそれ以外の家庭(認可外保育施設や在家庭)との間には、公費の投入額に差が生じています。

成25年度には是正されています。

認可外保育施設については、様々な実施形態で運営されておりますが、公費投入はなく、いずれも保護者の大きな負担のうえで運営されています。この度、施設や利用者数、保育内容を確認したうえで、他市の状況調査や市内施設へのアンケート調査を行い、支援のあり方として、「保育の質の向上を担保するため、必要な保育環境の基準の明確化」と「施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上につながるものの精査」の検討を行いました。」については、「認可外保育施設指導監督基準」を基本として、衛生面・安全面を重視し、子どもが健康的な生活リズムを身につけられ、元気に体を動かすことができる保育環境であるこ

また、公立幼稚園の保育料については、その他の保育施設との比較でも、保護者 負担の割合に大きな格差があり、適正な保護者負担の観点から見直しを検討する 必要があります。国の子ども・子育て支援新制度において具体的内容が示されて いない状況であるため、公立幼稚園の保育料の改正と就園奨励助成金の見直しは、 その後に行うことが適切と考えます。

公立幼稚園の運営経費については、「正規職員採用の抑制の継続」「今後の園数の削減」など、保育の質を維持しながらも、人件費等さまざまな点から運営経費を見直していくことが求められます。同時に、その他の保育施設へ必要な支援を行うために公費を投入することで、格差是正を進めることが望ましいと考えます。また、保育所については、1・2歳児での保育士の配置基準が公立(5:1)と民間(6:1)で異なり、早急な改善が必要と中間答申したところですが、平成25年度には是正されています。

これまでの制度では、子育て支援にかかる公費の多くが幼稚園、保育所に投入されていることから、これらを利用している家庭とそれ以外の家庭(認可外保育施設や在家庭)との間には、公費の投入額に差が生じています。

認可外保育施設については、様々な実施形態で運営されておりますが、公費投入はなく、いずれも保護者の大きな負担のうえで運営されています。この度、施設や利用者数、保育内容を確認したうえで、他市の状況調査や市内施設へのアンケート調査を行い、支援のあり方として、「保育の質の向上を担保するため、必要な保育環境の基準の明確化」と「施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上につながるものの精査」の検討を行いました。一つ目の保育環境の基準の明確化については、「認可外保育施設指導監督基準」を基本として支援を行うことが必要と考えます。施設の衛生面・安全面を重視し、子どもが健康的な生活リズム

<u>とが</u>求められます。\_\_については、児童・職員の健康診断や入所児童に関する相談・連絡体制の整備、職員・保護者向けの研修といったものへの支援が必要と考えます。

また、在家庭については、保護者同士の交流や仲間づくり、子どもの遊び場、 子育て相談等を総合的に提供する地域子育て支援の拠点を設置することが求められます。

近年の少子化の中、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行政が家庭における子育てへの支援にも積極的に力を入れ始めた結果、これまでの幼稚園や保育所における保育サービスの充実だけではなく、家庭や地域における子育て支援にも広がりが見られるようになりました。今後も、社会全体で子どもや保護者を支える子育て支援と公費投入のあり方について検討していくことが必要です。今後は、子ども・子育て支援新制度に向けて、市で実施されるニーズ調査により、在宅子育て家庭や妊婦も対象とした支援のあり方を検討する必要があります。

【諮問5】特別支援教育、障害児保育のあり方について 【資料 -1,2,3 参照】

<u>諮問項目</u>2において、発達支援機能についてはソーシャル・インクルージョンの考え方に基づくべきこと、整備予定の<u>児童発達支援センター</u>を中核として取り組むべきことについて触れましたが、このことは特別支援教育、障害児保育のあり方とも密接に関連しています。

インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念について、中央教育

を身につけられ、元気に体を動かすことができる保育環境<u>になるような支援が</u>求められます。<u>二つ目の保育の質の向上につながる支援</u>については、<u>施設の</u>児童・職員の健康診断や入所児童に関する相談・連絡体制の整備、職員・保護者向けの研修といったものへの支援が必要と考えます。

また、在家庭については、保護者同士の交流や仲間づくり、子どもの遊び場、 子育て相談等を総合的に提供する地域子育て支援の拠点を設置することが求められます。

近年の少子化の中、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行政が家庭における子育てへの支援にも積極的に力を入れ始めた結果、これまでの幼稚園や保育所における保育サービスの充実だけではなく、家庭や地域における子育て支援にも広がりが見られるようになりました。今後も、社会全体で子どもや保護者を支える子育て支援と公費投入のあり方について検討していくことが必要です。今後は、子ども・子育て支援新制度に向けて、市で実施されるニーズ調査により、在宅子育て家庭や妊婦も対象とした支援のあり方を検討する必要があります。

【諮問5】特別支援教育、障害児保育のあり方について 【資料 -1,2,3参照】

西宮市では、児童発達支援センター等施設は福祉と教育の垣根を越えた複合

審議会で論点整理がなされ、それに向けた方向性が示されました。その中では「特別支援教育を推進していくことは、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことで特別な支援を必要とする子どもにも、また、支援の必要性を周囲から認識されていないものの学習面又は行動面での困難を抱えている子どもにも、更には全ての子どもにとっても良い効果をあたえることができるものと考えられる」とされています。

本審議会においては、このようにすべての子どもの幸せを願う視点に立ち、西宮市の特別な支援を必要とする子どもの教育・保育の方向性と具体的な取り組みについて審議を行い、以下のとおり「短期」「中・長期」「継続」の取り組みに分けて、課題の整理・検討を行いました。

児童発達支援センターは福祉と教育の垣根を越えた複合施設として計画されていますが、以下の取り組みについて、連携しながら着実に実施していくべきと考えます。

#### 《専門職等の指導・助言》

現在は各施設や機関がそれぞれで行っている指導・助言体制を再構築し、公立と私立、幼稚園と保育所に関係なく、幅広い専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められます。そこで、特別支援学校のセンター的機能を拡大し、専門家等による巡回指導や来所による相談体制を整え、指導・助言を受ける機会を充実させるべきと考えます。また、大学教員の派遣等、大学と相互連携するシステムの構築についても検討が必要です。

施設として計画されており、特別支援教育、障害児保育についても関係機関が 緊密に連携しながら実施していくべきと考えます。また、保護者に対しても、 育児にかかる不安や負担を軽減するような支援が必要であり、相談・診断・療 育等の関係機関が支援していく体制を整備すべきと考えます。

関係機関の相互連携を強化するためには、相談窓口の明確化や情報の共有、 専門機関のネットワークの強化等が必要です。児童発達支援センター等施設は、 相互連携・情報共有・ネットワーク強化などの中核的な機能を担う施設である とともに、地域支援の拠点として活用されるべきと考えます。

今後、支援を必要とする子どもへの教育・保育を充実させていくためには、 従来の特別支援教育・保育で培ってきたものを維持・継続・発展させていく必 要があります。例えば、子どもの発達の課題を的確に把握したり、支援内容を 明確化したりするための個別の「支援計画」「指導計画」の作成や保護者・関係 機関との連携強化等が重要であり、「みやっこファイル(注4)」の活用を促進し、 幼稚園や保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育を目指すことが大切で す。

そして、教育・保育の場で、保育者が子どもの発達の課題を的確に把握し、 適切な保育を行うためには、人員体制の充実と専門家の指導・支援、現場での 研修の充実が求められます。

人員体制の充実については、公立幼稚園における特別支援教育支援員の配置 や私立幼稚園への助成、保育所への加配人員の配置が望まれます。研修の充実 については、幼稚園や保育所の職員への研修により、支援を必要とする子ども の教育・保育に関する理念の共有や認識を深めていくことが求められます。ま た、定期的な保育内容の評価・検証も必要です。これまでの審議を踏まえ、教

#### 《人材育成や研修》

公立と私立、幼稚園と保育所への職員研修により、支援を必要とする子どもの教育・保育に関する理念の共有や認識を深めていくことが求められます。また、定期的な保育内容の評価・検証も必要です。具体的には、教育委員会主催の「特別支援教育コーディネーター研修」を私立幼稚園や保育所に案内するなどの公私幼保の連携、保育実践や保育内容を継承するための実践記録の作成や研修の充実が望まれます。

#### 《相談体制・施設の選択》

関係機関の相互連携を強化するためには、相談窓口の明確化や情報の共有、専門機関のネットワークの強化等が必要です。現在、児童発達支援センター等施設が計画されていますが、相互連携・情報共有・ネットワーク強化などの中核的な機能を担うとともに、地域支援の拠点として活用していくべきと考えます。

#### 《入園・入所決定などの体制》《加配職員の配置や職員体制》

西宮市全体で入園・入所を保障するためには、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理を行う必要があります。また、入園・入所後の望ましい支援のあり方について、関係機関の一層の連携が求められます。こうしたことから、公立と私立、幼稚園と保育所が児童発達支援センター等と連携して、入園・入所判断のための共通尺度の作成、入園・入所後の加配職員の配置基準や資格基準の設定に向けた整理をしていく必要があります。なお、国から通知された「特別支援学校等にお

育委員会主催の「特別支援教育ネットワーク会議」が実施され幼稚園や保育所 との連携が進められています。今後、保育実践や保育内容を継承するための実 践記録の作成や研修の充実が望まれます。

さらに、現在は各施設や機関がそれぞれで行っている指導・助言体制を再構築し、公立と私立、幼稚園と保育所に関係なく、幅広い分野の専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められます。例えば、特別支援学校のセンター的機能を拡大し、専門家等による巡回指導や来所による相談体制を整え、指導・助言を受ける機会を充実させるべきと考えます。また、大学教員の派遣等、大学と相互連携するシステムの構築についても検討が必要です。そして、支援を必要とする子どもたちの入園・入所を保障していくことも重要です。そのために、公立と私立、幼稚園と保育所が児童発達支援センター等施設と連携して、入園・入所を判断するための共通尺度の作成と入園・入所後の加配職員の配置基準や資格基準の設定に向けた整理をしていくべきと考えます。また、医療的ケアの必要な子どもへの対応や巡回訪問型の相談支援の活用についても、あわせて検討していくべきと考えます。

(注4)「みやっこファイル」は保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化するファイル。

<u>ける医療的ケアへの今後の対応について」に基づき、医療的ケアの必要な子ども</u> <u>への対応や巡回訪問型の相談支援の活用についても、あわせて検討していくべき</u> と考えます。

#### 《発達障害やその傾向がある子どもへの対応》

保育者が子どもの発達の課題を的確に把握し、適切な保育ができるための人員体制の充実と専門家の指導・支援、現場での研修の充実が求められます。また、保護者に対しても、不安や負担を軽減するような支援が必要であり、相談・診断・療育等の関係機関が支援していく体制を整備すべきと考えます。特に人員体制の充実については、公立幼稚園における特別支援教育支援員の配置や私立幼稚園への助成、保育所への加配人員の配置が望まれます。

#### 《保育内容》

支援を必要とする子どもへの教育・保育の内容や方法について、従来の特別支援教育・保育で培ってきたものを維持・継続・発展させていく必要があります。例えば、子どもの発達の課題を的確に把握したり、支援内容を明確化したりするための個別の「支援計画」「指導計画」の作成や保護者・関係機関との連携強化等が重要であり、「みやっこファイル」の活用を促進し、幼稚園や保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育を目指すことが大切です。

\_\_「みやっこファイル」は保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、 情報を蓄積、共有化するファイル。

#### 【諮問6】行政組織・推進体制の一元化について

【資料 -1,2参照】

【諮問6】行政組織・推進体制の一元化について

体制になっていない現状にあります。

【資料 -1,2参照】

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体ともに幼稚園と保育所の所管が違うことで、一体的な運用や施策展開が行えないという課題があります。

西宮市では、平成 19 年度に子育て支援に関する事業を統合的・統一的に実施するため、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を健康福祉局に移管するとともに「こども部」が新設されました。

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体ともに幼稚園と保育所の所管が違うことで、一体的な運用や施策展開が行えないという指摘がされてきました。 西宮市では、平成 19 年度に子育て支援に関する事業を統合的・統一的に実施するため、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を健康福祉局に移管するとともに「こども部」が新設されましたが、依然、幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局という所管の違いがあり、一元的な子育で施策の推進

近年では社会経済状況による女性の就業志向の高まりなど、働き方の多様化により、仕事と子育ての両立が望まれています。その支援として、保育所の整備や保育サービスに対する期待の高まりに伴い、高度化、複雑化、多様化する保育ニーズへの対応や保育の質の向上が求められています。また、在宅で子育てをしている親子も含めたすべての家庭を対象に子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めて、地域全体で子育てを支援する社会の実現が課題となっており、西宮市でも取り組みを進めているところです。

さらに、発達障害など、特に支援を必要とする子どもの保育への対応や児童 虐待、DVなどの福祉的ニーズを抱える家庭への対応等、乳幼児期における教 育、福祉、医療の連携が求められており、子ども・子育てに関する施策を一体 的に取り扱う組織の必要性が西宮市においても高まっています。

平成 <u>25</u> 年度に<u>中核市や近隣市等 52 市</u>を対象に<u>実施した「子ども・子育てに</u> かかる事務を所管する組織の状況調査」の結果によると、「子ども」を所管する

平成 23 年度に、中核市等 44 市や近隣市を対象に「子ども・子育てにかかる事務を所管する組織」の調査を行ったところ、西宮市とほぼ同様の組織の状況でし

#### <u>た。</u>

<u>しかしながら、依然、幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局という所管の</u> 違いが存在しています。

今後の推進体制の一元化を考えていく際には、<u>国の</u>子ども・子育て支援新制度の動向を注視<u>しつつ、西宮市の独自性も打ち出せる方向で、引き続き検討してい</u> <u>〈必要があります。</u>

#### 3 さいごに

当審議会は、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について、平成22年7月から3年をかけて議論してきました。平成24年7月の中間答申で意見した保育所における保育所の配置基準(1・2歳児)が是正されるなど、一定の成果を挙げてきたものと考えます。

局相当のレベルの組織を設置している市は、20 市(38%)と増加傾向にありますが、いずれの市も、子ども・子育てに関する事務を市長部局と教育委員会でどのように分担するかが検討課題とされています。

今後の推進体制の一元化を考えていく際には、<u>平成27年度より実施予定の</u>子ども・子育て支援新制度の動向を注視<u>しながらも、西宮市のこれまでの子育て支援施策を踏まえた組織づくりが望まれます。</u>

#### 3 さいごに

全国的に少子高齢化が進む中、西宮市では平成8年以降、子育て世代を中心 とした人口増加が続いており、就学前児童数は、近年、減少傾向にあるものの、 保育所入所者数や保育需要率は年々増加傾向にあります。

そのような状況を踏まえつつ、就学前教育・保育の需要を的確に見極めながら、幼児期の教育・保育施策の質、量及びサービスを充実させ地域全体で子育 て支援を進めていくことが、幼児期の健全育成を推進する上でますます重要に なると考えます。

当審議会では、このような視点を持ちながら平成22年7月から3年をかけて活発な議論を展開してきました。委員は市民公募で選ばれた委員を始め、それぞれの分野の専門的な立場で参画しており、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について、議論してまいりました。この間、幼稚園、保育所の利用者や施設長及び保育者などを対象にアンケート調査を実施し、子どもや保育施

<u>設の状況把握や幼児期の教育・保育に関する施策の市民ニーズの分析を行って</u>きたところです。

これまで審議会において様々な意見を申し上げてきましたが、この3年間の成果としては、保育所において保育士配置基準(1・2歳児)の公民格差が是正されたこと、幼稚園において就園奨励助成金の段階的な増額により一定の格差是正が行われたことが挙げられます。また、将来的な子どもの人数を予測したり、適切な施設配置を検討する際に必要な市域のブロック分けを行ったことで、公立幼稚園及び公立保育所の今後の適正配置について方向性を示すことができました。この市域のブロック分けについては、今後も様々な検討を行う際に活用ができるものと思われます。

<u>その他にも子どもが育つ環境の視点から、その環境整備の必要性について議論することができました。</u>

今後、平成27年4月に実施が予定されている子ども・子育て支援新制度では、 幼児期の教育・保育を提供する体制の確保や地域子ども・子育て支援事業のあ り方について新たな仕組みが導入されるため、西宮市では、国から示される基本指針を基に、西宮市子ども・子育て会議において議論を行う予定とされています。

その際には、本答申にもご留意をいただきながら、文教住宅都市・西宮の今後の教育・保育環境の充実に向けて十分な検討を加え、次代を担う子どものために積極的な施策を展開していただきますよう期待いたします。

以 上

今後、平成27年4月に実施が予定されている子ども・子育て支援新制度<u>は、</u>幼児期の教育・保育を提供する体制の確保や地域子ども・子育て支援事業のあり方について変更を予定しているものであります。今後、西宮市では、国から示される<u>基本指針等</u>を基に、西宮市子ども・子育て会議において十分な議論が行われる予定としていますが、この最終答申の内容にも十分にご留意をいただき、西宮市の今後の教育・保育環境の充実に向けて<u>積極的に取組を続けていただくことを望</u>みます。

以 上

西子企発第00023号平成22年(2010年)7月20日

西宮市幼児期の教育・保育審議会 会長 様

西宮市長 河野 昌弘

#### 西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について(諮問)

幼児期(小学校就学前)の教育・保育は、子どもたちが健やかに育ち、自分の力で生きていくための基礎を培うものです。したがって、その教育・保育にあたる家庭や地域、幼稚園・保育所などが一体となって、幼児期の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、その環境を整えていくことが大切と考えています。

本市は文教住宅都市として発展してきたことから、歴史的に幼稚園が多く、幼児教育については、これまでその多くを幼稚園が担ってきました。しかし、近年、震災からの復興とともに、 子育て世代を中心とした人口増加と、経済状況や社会環境の変化などにより、保育所では待機 児童が急増しています。

また、保護者のニーズが「保育所での幼児教育」「幼稚園での長時間保育」というように多様化しつつある中で、ニーズに即したサービスの提供が求められており、こうした保護者ニーズを背景とした保育サービス及び施設のあり方が課題になっているところです。

その一方で、幼稚園や保育所における所管や制度の違いにより、一体的な対応が行えないという問題点が以前から指摘されています。

加えて、幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域での子育てなど、所管や制度の違いを超えた公費投入と保護者負担のあり方について、めざすべき方向性を議論していく必要があるとともに、特に支援を要する子どもについても、幼児期からの総合的な支援体制の確立が求められています。

幼稚園と保育所が培ってきた文化や役割を共通理解した上で、本市の地域特性にあった保育 サービスについて検討を行い、幼児期の教育・保育の充実に関する施策を効果的に推進してい くため、本市の幼児期における教育・保育のあり方について、下記の項目を総合的に調査・審 議していただきたく諮問いたします。

記

- 1. 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について
- 2.地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配置)
- 3.保育所の待機児童解消に向けた方策について
- 4. 保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について
- 5.特別支援教育、障害児保育のあり方について
- 6. 行政組織・推進体制の一元化について

以上